

平成24年第2回西郷村議会定例会

議事日程（4号）

平成24年6月18日（月曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

No. 1 15番 佐藤富男君（P109～P130）

No. 2 1番 鈴木勝久君（P131～P149）

No. 3 14番 後藤功君（P150～P167）

・出席議員（18名）

1番 鈴木勝久君	2番 真船正晃君	3番 南館かつえ君
4番 藤田節夫君	5番 金田裕二君	6番 仁平喜代治君
7番 秋山和男君	8番 徳田進君	9番 小林重夫君
10番 白岩征治君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 高木信嘉君	14番 後藤功君	15番 佐藤富男君
16番 室井清男君	17番 大石雪雄君	18番 鈴木宏始君

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	加藤征男君	会計管理者兼 参事兼会計室長	真船和憲君
参事兼 総務課長	山崎昇君	税務課長	金田昭二君
住民生活課長	保坂文夫君	環境保全課長	藤田雄二君
福祉課長	中山隆男君	健康推進課長	皆川博三君
商工観光課長	渡辺文雄君	農政課長	金田勝義君
建設課長	高橋廣志君	企画調整課長	須藤清一君
上下水道課長	池田有二君	参事兼 学校教育課長	水野由次君
生涯学習課長	相川博君	農業委員会 事務局局長	東宮清章君

・本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局 兼監査委員 主任書記	松田隆志	次長兼 議事係長	藤田哲夫
庶務係長	池田早苗		

◎開議の宣告

○議長（鈴木宏始君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

それでは、本日の日程に入ります。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（鈴木宏始君） 本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。それでは、通告第9、15番佐藤富男君の一般質問を許します。15番佐藤富男君。

◇15番 佐藤富男君

1. 東京電力福島原発事故対策について
2. 西郷村長の西郷村振興政策について

○15番（佐藤富男君） 15番です。それでは、通告順番に従いまして一般質問を行います。まず、東京電力の福島原発事故対策についてお伺いをいたします。平成23年3月の大震災、そして東京電力福島原子力発電所爆発事故の未曾有の大災害に、野田総理は、福島の再生なくして日本の再生はない、このように福島県の再生に全力を尽くすと明言されましたが、事故から1年3か月が過ぎても西郷村民の健康対策、除染、そしてまた真の賠償問題、そして避難者に対する支援、また、復興計画等、何も進展をいたしておりません。福島県原子力発電所の建屋、圧力容器、そしてまた使用済み燃料プールの施設の現状は、野田総理の収束宣言とは裏腹に今も不安定な状況が続いております。そんな中で、先日、新聞報道、テレビ報道ありましたが、6月16日に野田総理が福井県の大飯原発再稼働を決断いたしました。まさに野田総理や福島県選出の国会議員は何をやっている、そのように残念でなりません。そしてまた、福島県民として大きな失望をしたわけであります。総理や国会議員の方々は、本当に福島県民の苦しみを忘れてしまったのか。または、最初からそのような県民の気持ちを察することなく原発推進にただひたすら邁進していたのかと疑わざるを得ないわけであります。西郷村長としてこれらの原発事故対策、また、国の原子力政策についてどのようにお考えになり、そしてまた、西郷村として、今後このような問題の中でどのように村民を守っていくのかということについて、まずはお伺いをいたしたいと思えます。議長、申しわけないですが、暑いので上着を脱がさせていただきます。

○議長（鈴木宏始君） どうぞ。ほかの方もどうぞ。暑かった場合には上着は脱いでいただいで結構です。

村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 15番佐藤議員の一般質問にお答えいたします。

原発事故対策及び国の原子力政策に、今後どのような施策をもって村民を守っているのかということでございます。お話しのように、いまだ16万人の県民が避難している、10万人は県内に、6万人は県外にということで、いつ戻れるのかということで今年の4月、その線引きがいろいろ出てきましたが、やはり決まって

いない部分がいっぱいあって、まず、この西郷村に避難している人につきましても、どのような生活をしていくということの手当てが見えない。やっぱりお話を伺っても、私たちの人生はどうなるのだろうと、それについて帰れるのか帰れないのか。帰れるならば帰れるように、帰れないなら帰れないように、そういった手当てを講じてもらいたい、このように言われているところでもあります。また、村民についても、やはり現在の放射能の濃度、外部、内部被ばくいっぱいあります。こういったものが本当にどこまでどういうふうにしていけばいいのかといったことも、なかなかはっきりしない部分があります。そういったことで、この賠償あるいは健康、そういったものがまず喫緊の課題というふうに思っております。

私たちはこの西郷村、ここに生まれ育って、そしていい村にして後世に残そうという努力をしているわけですが、ここに至ってこういった問題が前面に出てきたというふうになりますので、お話しのように、国内においては原発の再開とかいろんな問題が出ております。本当に正しいのかと、正しい判断であるのかということを考えてときに、今の避難状況とそれから国がやろうとしている、どこまで守ればいいのかと、何を廃炉に向けてのスケジュールが、そういった途中においていかなる収束が見出せるのかということがわかりませんので、こういった部分をまず福島第一原発の収束ですね、廃炉、そういったものへのスケジュール、あるいはそれに伴う賠償と、そして一刻も早く県民の生活がもとに戻ることに、そういったことに対する力をまず強めていきたい、そのように思っております。そして、今後どのように村民をというふうになりますので、こういった状況の中において、私たちはやっぱり今年も除染だと。それから仕事づくりだと。そして、できれば村民ばかりではない、浜通りの方々も助けようという気持ちを持って今いるわけでもありますので、そういった全般にわたって、24年、今年も頑張っていこうということを考えているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君の再質問を許します。

○15番（佐藤富男君） まさにそのとおりでございます、これからやることは山ほどあります。そしてまた、この収束の問題についても、本当に全く収束していない。収束というのは、じゃいかなるものかといえば、私は3月11日以前の状態に戻ることが収束ではないのかなと。そして今、避難されている方々が、安心して自分たちのふるさとで住めるときが初めて収束したと言えると思います。全く国のやっている、また、発言されている言動には信用できるものは何もないし、ますます国民の気持ちから離れていっているなというふうにとめております。そしてまた今回、野田総理は、再稼働に際しまして、いわゆる国民の日常の生活を戻すということ念頭に置いております。しかし、この福島県民がなぜ日常の生活ができないかといえば、原発事故によるものであります。原発がなければ、この福島県民が日常の生活を失うことがなかった。野田総理は、原発をつくることによって、再稼働することによって日常生活を戻すと言っている。じゃ、本当に国は、政府はこの原子力問題について、どのような方向に進んでいくんだということをもっとわかりやすく説明する責任があると思います。先日の新聞にもありましたけれども、のど元過ぎれば熱さを忘れるという言葉

葉がありますが、今でも県内から16万人と言われる方々が県内外に避難されていると聞いております。実際のところ、この県内から避難されている方の人数、そしてまた、西郷村から避難されている方の人数がわかれば、ここでちょっとお示し願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 住民生活課長。

○住民生活課長（保坂文夫君） ただいまのことについてお答えをいたします。

県内避難者、5月23日時点ですが378名、これは原発地区からの西郷村への避難者です。それから、村民が県外へ避難しているという人数ですが、6月14日現在121名です。（不規則発言あり）全体ではですね、福島県からの避難者……（不規則発言あり）全避難者、失礼しました。ちょっと資料を、よろしいでしょうか。（不規則発言あり）はい。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 県内からの全避難者については、ちょっと至急調べて、この議会に答弁できるように調べていただきたいと思います。安全対策について、じゃ果たして実際安全なのか。西郷村民、福島県民、また、日本国民が今の原子力発電所の1号機から4号機の状態を見て、本当に安全・安心に生活できるのかといえば、私はそうではないと思っております。国会の事故調査委員会においても、また、現在その原因等についても究明中でありまして、事故のその後の収束問題についても検証をされているところであります。まさに安全対策、そしてまた事故の原因についてもまだまだ結論が出ていないという極めて不透明な状態の中にあります。ですから、安全基準についても、全くまだ具体的にきちっとしたものが確立されていないと、そういう中での大飯原発の再稼働であると思っております。

先日の新聞を見ますと、第一原子力発電所の2号機の格納容器の温度計が35のうち、測定可能なものはわずか21個だけと、14個が使い物にならないと。そしてまた、2号機の格納容器の真上にある建屋5階では、毎時880ミリシーベルトの高い放射線量が測定されていると。これが本当に収束されているのであれば、880ミリシーベルトの線量が出るのかと。圧力容器の中、格納容器の中で、核爆発じゃないけれども、やはりそれなりの臨界的なものが起きているんじゃないかというふうに、私、素人なりには心配をしているわけでありまして。そしてまた、ほかの1号機から3、4号機についても依然として高い放射線量が測定されております。そういう極めて異常な状態が今でも続いているということでございます。ですから、野田総理はこのような状況をきちんと原因究明して、そしてその爆発事故が起きた原因というものをきちんと究明した中でこの安全基準をつくって、そして大飯原発においてそれを生かして、その後に再稼働するというのであれば私は問題ないと思うけれども、これはまさに私はこの原発というものは人の手に負えない、やっぱり人類があけてはならないものをあけてしまったような気もするわけでありまして。そういうわけで、村長としてもですね、先日も一般質問に出ましたが、やはり脱原発、そしてエネルギー政策の転

換というものを進めていくということを声高らかにこの福島県から発していかなきゃならないと思いますが、村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 原発が制御し得ない状況にある、これは同感であります。この前、この歴史について少しありましたですね。やっぱり日本は経済的に資源が少ない。なぜこれまでの世界大戦、太平洋戦争が起こったのかといえば、やはり石油とかエネルギー問題としてこれを取ろうということから戦争を起こした。そして、その後ずっと戦争が終わった後に、どういったものをエネルギーとして考えていくのかといった場合に、アメリカは原子爆弾ということでしたが、このウランの使い方をエネルギーとして考えよう。最初に考えたのは軽水炉だと。軽水炉がいわばシュラウドが小さいということで、日本はこれをとろうとした。それをやったがために40年過ぎて、そしてシュラウドがやっぱり小さ過ぎる、今わかったと。そして、今言われた2号機、4号機、やっぱりなかなか容易でないことがわかりました。私たちは、これを完全にコントロールすれば、本当に昔私たちが鉄腕アトムで見たように、完璧にコントロールして民生用としてうまく原子力エネルギーが使えるればいいと思ってここに来たわけです。その後、プルサーマルがあってもんじゅの問題があった。やっぱりこのウランがプルトニウムに変わる、そしてエネルギーの再生ができる、ここに注目して日本のエネルギー政策は進んできたというふうな解説がテレビであったわけですが、それはそれとして。

では、それをコントロールできるのかというのが今回のテーマだと。今や放射能漏れ、ベントについてもベントの装置はつくったが、やはりそれはフィルターがつけてなかったり、いろんな後手に回ったことが明らかになってきました。結局その問題について本当にコントロールできるのかといったときに、今ややっぱりプルサーマルもなかなか容易でないし、あるいは最終的に放射能に汚染された放射性廃棄物ですね、これもどういうふうにたまる一方だということがわかっていながら手が打てない。これを考えたときに、今すぐに原発を再開してとといったことが果たしてとなれば、福島県民とすれば受け入れる人はいないだろうと私も思っております。ただ、全国的に見たときに、再開してくれという報道も実はあった。あれにはやっぱり驚いたといえますか、福島県の今回の事故についてよく把握できていないのではないかという懸念を持った一人でもあります。福島県は、去年の段階でもう脱原発ということを表明して、これがコントロールできるまでの間はとめて、そして新たなエネルギーを持つべきだという方向に行こうというふうにしているわけでありますので、私も同じ考えでいきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 村長からね、もっと福島県民として、これだけのやはり原発事故による影響を受けて西郷村民は苦しんでいるという現状を考えれば、もっと毅然とした態度を全国に発信していく必要があったんじゃないかなと私は思っております。1945年（昭和20年）8月6日午前8時15分、広島に原爆が投下されました。

そして、人口35万人のうちに14万人が死亡されたと聞いております。以来、広島市は核兵器の廃絶を目指しまして、世界の国に核のない世界を目指し平和宣言なるものを世界に発信をいたしております。その中の一部なんです、こんな思いをほかのだれにもさせないということでの広島宣言があったんですが、原爆の非人間性とこの世の終わりをみずから体験した被爆者の多くは、核兵器は絶対悪であり、ほかのだれにもこんな思いをさせてはならないという強い信念を持つに至りましたと。核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を全世界に訴え続けています。これを西郷村、福島県に例えて申すならば、私は原発事故によってふるさとを追われ、いつ帰れるかも知れない強制避難を強いられた避難者や途方もない放射能に汚染された地域に住む多くの住民は、原発は絶対悪であり、ほかのだれにもこんな思いをさせてはならないという強い信念を持つに至ったと。そして、原発の廃絶と人間が生活するのに欠かせない尊い自然を守り、子どもたちの明るい未来の実現を全世界に訴えますというのが、私は今の福島県民の気持ちではないかと思えます。

しかしながら、この原発から、いわゆる放射能汚染から村民を守る、日本国民を守るためには、その唯一の手段というのは原発をなくすことだと思えます。しかしながら、この原発とやはり利権構造、いわゆる原発立地についての大きな電源立地交付金等ですね、それからまたそこに働く者たち、そしてまた、そこるところから利権を得る者、そういった者が私はより強くなってしまったんじゃないのかなと、そのためにこのような状況になってしまったというふうに私は思っております。実は、2012年2月26日の東京新聞に掲載されていた記事なんです、本当にこれ読んでショックを受けました。内容がですね、大飯原発の立地町村のおおい町ですか、あそこの町長さんの息子さんが関西電力からの工事を受注していたと。内容を読んでみますと、関西電力大飯原発がある福井県おおい町の時岡忍町長が創業者で、取締役を務める工事会社が関電などから8年間で4億6,800万円の原発関連工事を受注していたことがわかりました。同原発の再稼働に向けた動きが進む中、原発立地自治体トップの電力会社との関係が問われております。問題の会社は、名前は伏せますが、その処理プラントの修理や販売などを手がけている会社でございまして、時岡町長は1996年まで代表取締役を務め、今も同社の非常勤取締役ですと。同社株式を85株、全体の約46%を所有する筆頭株主ですということ。その方がおおい町の町長さん、そして原発容認に向けてきた。このような構図が私はこの原発のある所在市町村の中にも少なからずこういった図式、構図ができ上がってきているのではないかとこの危惧をいたします。

そしてまた、なぜ野田総理がこれだけの福島原発の事故が収束しない中でこの再稼働を急いでやっただと。もちろんそれは経済界の問題、それから工場の操業の問題、たくさんあると思えます。しかし、それと並行して代替エネルギーの問題について、これをきちんと道筋を立ててこのような方向に進むと。ただ、進むけれども、実際にはまだこれが手おくれだと、できない。しかし、これだけ必要だから必ず代替エネルギーで原発をもう廃止して、すべての原発を日本からなくすんだからお願いしますとい

うことで、そういうメッセージがあるなら私も。全くそういったものがなくて、今回の大飯原発が今とまっている原発の再稼働のいわゆる起爆剤として、これを国民に洗脳してしまうというようなあり方ではないかなと、私はすごく危惧しております。こういった問題について、村長のお考えをまず伺いたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今後の原発のあり方について、この前審議会が4つの案を出しましたね。その中に廃炉というのが一番下にあったんですが、やっぱり原発の今のこのエネルギー供給量の3分の1をいかにするかです。4つのうち2つは15%前後です。結局、まだこの安全神話というのはどこかに残っているんじゃないかという気が私はしております。やはりこのエネルギーをどのようにしていくべきなのかということについては、今のおおい町の話は特別なのか、あるいは原発立地54のうち全部が今のような構図ができ上がっているのか。やっぱり福島の今、原発立地のシリーズがずっと新聞に書いてありますね。昭和三十四、五年ごろからずっと書いてあります。結局あの段階で、やっぱり最初に雇用、あるいは地域を守るための手段として誘致をしたんだというふうに書いてあります。しかし、そのときにやっぱり安全神話というものが前面にあって、安全だからやろうという前提に立ってきたということでもあります。

今回、おおい町の、テレビで見た範囲ですが、テレビでやっぱり雇用のことを言っていましたですね。ただ、それがおおい町の人意見であって、福井県全体はどうなのか、あるいは100キロ圏内の滋賀、京都、大阪はどうかというと、なかなかそうではない。ましてや福島に来たら、やっぱりそれはおかしいんじゃないかという意見があって全く対極の意見であります。安全神話が本当にこの村ということで、やっぱり権力とそれから経済の一つの組み立ての中であって、一人ぬくぬくとして万一のことの対応を怠るということが、この前スイスの原子力の委員会、あれ外国の委員会でもまさか日本でこういったことが起きるとは思わなかったという報道がされておりますので、やっぱりいわば手抜かりがあったということをおぼろげに得ません。ただ、それを誘致するといった中において、この地域の問題もありますが、やっぱり要望とそれから来たものに対する安全神話が余りにも大き過ぎて、そして地域は、そこで安全だから大丈夫だろうということのために、これまで来てしまったということがあるのではないかというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 経過についてはどうであれ、結果としてこれだけ福島県民、また西郷村民も0.8マイクロシーベルト、0.6、本当に通常であれば山に行くと山菜をとり、川に行くと魚をとったり畑に行くとおいしいトマト、キュウリを食べられる、これが全くできない状況、これはまさに風評ではなくて実害なんです。その実害に対して、何ら東電も国も県も正直言って手を差し伸べていないというのが私は現実ではないかなと思います。農業者においても、また観光業者においても、私は非常に今苦しんでおると。これが声を出したいけれども出すところがなくて、それをこらえているというのが現実ではないかなと思います。そういう中で、先日、宮城県の丸森町で

東電の原発の賠償が県外では初めて認められたということで、見てみたら福島県や西郷村と同じ、いわゆる子どもたち20万円ということらしいですね。実際これ、県南・会津の対策本部で私たちはこの賠償の20万円について了解はしていませんでした。こんなものじゃないと思っておりましたが、対策本部ではとりあえず了解をしてしまったと。実際、村長としてこの西郷村民の賠償問題について、今後どのような目標を持ってこれを東電、県、国に対して要望し、獲得していくことなのかですね、その内容についてお示し願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今回のこの原子力賠償問題についてどうしていくかということがあります。まず、私たちは最初に現在ある空間線量ですね、それからそれによる外部被ばく、あるいは内部被ばくといったものが健康にどのような影響があって、そのためにはどのようなガードをすべきなのかということをもまず念頭に置いた。そして、それが守るべきものであってそのために費用がかかること、あるいは既に避難をしたとかそういったもの、あるいは出荷制限、あるいは摂取制限、こういったものが出たというものについて賠償を求める、当然だと思っています。そういったことがあって実害あるいは風評、風評というのは誤った情報によって、例えば不買が起きたりしたといった場合のことというふうになりますので、誤った情報というのはいかなることかということまで私たちは知りたかった。

今回、この会津・白河の問題で、1つはよすがとするところは8万円と40万円でしたね。それは去年の3月から12月31日までだと。1月以降をどうするのか決まっていない。私たちはあの報道を見たときに、やっぱりこの線引きはおかしいのではないかと。そもそも言っていることが、ちょっと4つの問題がありましたが、それにしてもやっぱり逆転する現象が見えるのではないかとということがありましたので、これはこれで一つ基準は同じくしてもらいたい。基準といいますか、県中、県北、そういったものと同じくすべきだと、線は引くべきではないと。線を引くのであれば、引くようなやっぱり説明をしてもらいたいということで迫りました。そこで何回もやった結果が、会津・白河の問題については東電は20万円とか出しました。それでも既に3月まで入ったということで、これに対応できることとして、県は10万円と4万円を渡してきましたね。結局、しかしそれは全体ではありません、最初から考えたとおり。やっぱりそうしますと中間であると。結局、今のやっていることについては、説明が納得できるものであれば私も、できないとするならば、それまではやっぱり同じ要求をしていくという気持ちでございます。今後いろいろ展開が出てくると思いますが、それはそれ、同じ意思を持つ団体もあると思いますので、それはそういった行動をとっていきたい、そういうふうになっているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 今、賠償問題についてご答弁いただいたんですが、全く村としてのきちんとした賠償を求める具体的な内容について、全然まだ決まっていないうじゃないのかな、そのように思います、村長の話の聞いています。私は、東電から20万

円ですか、大人はゼロと。こういう問題は全く納得しません。また、恐らく村民全員が納得していないはずで。じゃ村長として、村民に対して賠償金は幾らを目標にしてこれから闘っていくのかということを示さなきゃならないと思うんです。また、子どもたちの健康問題については、こういうことを村として掲げて対応していきます、交渉していきますというものも持たなきゃならない。そういったものを具体的に持っていらっしゃいますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 具体的に幾らというのはまだ持っておりません。やっぱりこれまでの計算で出てきた8万円、40万円というのが1つこの中身として、その中身でいこうと今思っています。賠償という問題は、なかなか一過性のもものでは終わらないと私は見えています。結局、先ほど申しました基準となるべき数字、あるいは期間、あるいは今、多分、議員が言われた避難の内容とか、そういったものについては相当やっぱり個別の差があったりしてくると思います。原発のこの補償問題については、やっぱり因果関係といったことが一番問題になってくるというふうに思っております。

現在、この原子力の指針等にありますが、その指針ということでありまして、こうだということよりも、この方向性といえますか指針、書いてあるという一つ方向ですね、そういうことでもありますので、文部科学省に行った場合でも指針は指針だと。やっぱり東京電力はそれを基礎にして、もっと地元の話聞いて、そして補償しなさいということを文部科学省も言っているわけでありまして。しかし、それを念頭に置いて今度は東京電力と何回もやってきましたが、この今の問題については結論が出ませんでした。それで3月に始まり、出たのは20万円であったわけです。結局、この因果関係の問題をだんだん、もっともっと高度に突き詰めていかなければ決定がなかなかできないと。やっぱりいろんな賠償がありますが、それが本当にそれで決着するかどうか、それで納得してもらおうかどうかについては、まだわかりません。個人的にも違います。結局この賠償というのは長引いて、結局何のためにどうというお金の換算の仕方です。これがやっぱり突き詰められていかなければならない。そのためにこの指針も出ている。あるいは当事者の申し出、あるいは東京電力の考え方、これをやっぱりあわせなければならんという作業が今後とも続いていくというふうに見ています。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 話にならないご答弁だと思います。村民が東電の指針とか因果関係とか、そんなことを検討して証明できますか。できるはずないですよ。ただ、わかっていることは、この放射線による被ばくによる影響がわからないということはわかっているんです。そして、川にいる魚を食べられないということもわかっています。山になっている本当においしいわらびでも、タラの芽でも食べられないということはわかっているんです。しかし、わからないのは、村長がこの村民の賠償をどのように進めてくれるのか、どのようなことをしてくれるのかということがわからないんです。今の答弁を聞いても絶対わからないです。そして、県民も県知事も風評、風評という

言葉でごまかしていますけれども、これ風評、風評と言えは言うほど東京電力や国にとってこれほどいい言葉はないんです。これは怒られるかもしれないけれども、きずなどか負けないぞと頑張ってキャッチフレーズやっている。やればやるほど東電や国は裏でほくそ笑んでいますよ、何もやらないで。農政課長、ちょっとお伺いいたします。西郷村の農家の方が先日、来年のお米がつかれるかどうかわからないんです。もしも基準を超えた放射線のセシウム等が検出された場合は、西郷全体がお米はつくれなくなってしまふんだというお話もされた方がいます。これ事実かどうかわかりません。それからもう一つ、今農協に大変なお米が販売されないで何か保管されていると聞いておりますが、これは事実でしょうか。また、どの程度お米が農協の倉庫の中に入っているのでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 農政課長。

○農政課長（金田勝義君） お答えいたします。

1つ目の来年の米の作付ができなくなるのではないかというご質問でございますが、来年の作付につきましては、今の段階では私どももわかりません。ただ、1つ言えますのは、今年の24年産米につきましては、県のほうで全袋検査をするという方針になっております。そのための予算も今回上がっているわけでございますが、今年の秋に24年産米からいわゆる新しい基準、100ベクレル/キログラムですね、これを超える米が出た場合には、旧市町村単位で出荷制限が課されるということになっておるようでございます。

それから、2つ目の現在農協の倉庫に米がいっぱいあるということでございますが、23年産米につきましては、本村では昨年、米の全戸検査を実施しまして、100ベクレル/キログラムを超える農家が3戸出ましたので、これによりまして西郷村、これの23年産米につきましては、もう既にほとんどが農協の倉庫に入って承継の業者さんのところにも行っちゃってましたので、流通の自粛という措置がとられておりまして、議員のおっしゃるとおり、ただいま農協の倉庫等にとどまった状態でございます。（不規則発言あり）量はちょっと今手元に数字がございませんが、かなりの量があるかと思えます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 今、農政課長からご答弁いただきました。これは風評じゃないですね。これは実害ですよ。だから、この実害に対して村はきちんとね、やはり農家の方々からのご意見をまとめて、どのような方向にすることが一番いいのか、また、村民の方々はどうしてほしいのかということ、やはり早急に意見を取りまとめて、そしてまた、もしも来年、24年産米が出荷できなくなったというときには、どのような賠償をされるんだということも早く農家の方々にお教えしなければ、とてもじゃないけれども不安で毎日の生活ができないと、私はそのように感じます。

また、そういったお米がこれだけの大被害が起きている以上、我々は別としても、本当に細胞分裂が早い、そして活発な子どもたちが何も健康に被害がないということは甚だ疑問なんです、心配なんです。だから、この問題についてもきちっと東電や国

に対しても健康調査をやれと。先日もありましたけれども、甲状腺検査、これ遅いですよ、今ごろでは。遅くてもやはりやるべきなんです。東電、国が、県がお金を出してくれないのであれば、村長、村が甲状腺検査のお金を立てかえて早急にやって、これを東電に賠償請求すればいいんです。お金よりも子どもたちの命が大事です。ましてや何も知らないで、あの平成23年3月12日から恐らく21、22日ごろまでの間に放射能汚染の怖さもわからず、実態もわからない中で子どもたちがどのような生活をしてきたのか、これを考えればやはり早急に内部被ばく、14歳ばかりじゃないです。15歳以上の子どもたちに対しても村がお金を立てかえたとしてもやるべきだし、そして強く東電、国、県に対して請求すべきだし言うべきなんです。昨年5月の学校での運動会のときに、教育長が、私は議員じゃなかったんですが、毎時3.8マイクロシーベルトは文科省が言っているから安全なんだからということで運動会をやったということの話を聞いています。教育長、3.8マイクロシーベルト、今もしも村内に放射線量が出ていたときに運動会を実施させますか。教育長、お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

運動会の昨年度のお話が出ました。各学校いろいろ考え、PTA、その他相談をいたしまして実施いたしましたことは事実でございます。それで、放射能の放射線量のことでございますが、あの運動会だけ考えれば今のこの暫定基準から基準が変わりました中でのことで考えれば、そういうことはもう少しいろんな意見があって実施をしなかった、そういうこともあるかと思えます。あの時点におきましては、そういう基準の中での一日のことであり、私ども1年間の被ばく量、年間1ミリ程度ということで目標値を立てて昨年きましたので、その中での一日というふうに考えておきまして、おっしゃられましたように、そのことが今のことでお話があれば議員がおっしゃっているようなことだというふうに理解しています。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） いわゆる国の都合のいい暫定基準、特別措置法ですか、そういったものも含めてやっているんです。だから、あのときの3.8マイクロシーベルトなら今はとても恐ろしくて運動会できる状態ではないんです。それで、最初また、先日までは500ベクレルが食物の内部被ばくの基準だったです。あのときはあのときで、また500ベクレル以下なら安全だとみんな思っていたかもしれない。今度100ベクレルに下がったと。じゃ100ベクレルが本当に安全なのかと。違いますね、これ。今だから100ベクレルであって、これから5年、10年過ぎたら20ベクレル、10ベクレルになるかもしれないです。何年後かにですね。だから、いわゆるこの基準値というのは、国が東電の都合のいいようにつくっているものであって、安全ではないと。これははっきりしているはずですよ。ですから、国がどうあれ県がどうあれ、村としてのやはり子どもたちを守る、村民を守るという村の基準を設けて、そしてそれが将来的に徒労に終わってもいいから、やはりそれは村が子どもたちの安

全・安心を守ってあげるという姿勢が私は必要であろうと思います。そういうことを強く私は村長のほうに要望したいと思います。そういう中で、現在も村内から121名の方々が村外へ、いわゆる県外ですね、避難されているとお聞きしました。この方々に対して、やはりかなり苦勞されていると思いますし、寂しい思いもしていると思います。そしてまたいろんな不便もしていると思うんですが、そういう方々に対して、西郷村としてどのような受け皿をつくって対策をしてきたのかということについて、お伺いをしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 121人は前より増えていますですね。前は二けただったと思いましたね。しかし、やっぱりなかなか数字がわからんということで、出ている人が増加傾向にあるのかどうかは調べてみないとわからないと思っております。具体的には、本当に属人的にどなたのうかがどうなっているかというまでは私も、知っている人もいますが、それほどはちゃんとわかっているわけではありません。ただ、この家族等については、やっぱり頻繁ないろんなやりとりをされているものだと思っております。しかし、言われたとおり、私どもにわからない悩み、あるいは苦しさ、そういったものがあるとするならば、やっぱりそういった調査もしなければならんのかなという気もしております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） そうなんですね。今から調査をしますというのは、今西郷村のいわゆる避難者に対する姿勢なんです。残念なんですね。賠償金問題についてもそうなんです。手おくれなんです。手おくれではない、これからもできればできますが、こういった問題にもっと真剣に取り組んで、プロジェクトチームをつくるなり、きちんとやっぱり対応しなきゃならないと思います。そういう中です、3月定例議会でそういった農家の方々の賠償問題、そして避難者の方々のいわゆる避難に際する賠償問題、そしてまた村もこれだけの大きな費用を使って、村民の税金を使って対策をやっている、政策をやっている中で本当に東電、国に対しては大きな賠償問題や、それから健康対策についての請求をしなきゃならないと思います。そのためのいわゆる審議会を昨年3月定例議会において条例案を提出し、それが可決されておりますけれども、その後、この審議会がまだ開かれておりませんし、メンバーも決まっていないように思います。すべてがそういう後手後手に回っているというふうに感じますが、この問題について現在はどうのような進捗になっているか、お伺いいたしたいと思いません。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） お答えいたします。

現在、学識経験者及び弁護士、村長が認める者、全員構成で12名で議会のほうから提案がありましたので、今回6月に補正をとりまして審議会の日当とか報酬、それから研修会などなどの予算を今回計上しまして、承認が得られればこの方たちの人選に入りたいと思っております。現在考えているのは、学識経験者、大学教授、弁護士

2名、それから村長が認める者、村会議員2名、行政区長、商工会長、婦人連合会会長、PTA関係、保育園の保護者会関係、それから旅館組合の若おかみ関係、一般主婦、それらで構成して審議会を立ち上げていきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 結局、議会と執行部とが車の両輪だというような話もありますが、今は何か運転席で村長が1人で運転していて、後輪の車がどこに行っているかわからない、どこに連れて行かれるんだかわからないという状況だと思います。担当課長は、もっときめ細かに議員の方々にこういった問題を随時連絡し、また、議会にも特別委員会があるわけですから、やっぱり相談しながら進めていくべきだと思います。そして、この審議会が立ち上がった。例えば名称が西郷村原子力損害賠償対策審議会という名称なんですけど、これが立ち上がると。立ち上がった段階で、やはり西郷村民の方々全員にやはり周知して、例えば文化センターあたりに置いて村民の要望、お考え、そういったものをまずお聞きするというようなことをされたほうがいいと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） お答えいたします。

今、議員提案のとおり、いろいろな面がございますので、各相談しながら進めていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） とにかく何か西郷村の担当課長さんも、この放射能問題については風化してきているんだろうかなと思うぐらいです。もっとこれ、何十年、これからは始まりなんですけど、もっときちんと深刻に受けとめてやってください。お願いいたします。それから、健康推進課長にちょっとお伺いしたいんですが、やはり子どもたちの安全・安心、そしてまた健康を守るという意味では、ホールボディカウンター等をやはり、これ当然西郷村に1台あってもいいということだと思んですが、こういった問題について、また、甲状腺検査等について今後どのような形で進められていくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○健康推進課長（皆川博三君） お答えいたします。

ホールボディカウンターの件についてですが、現在実施しているのは県の健康管理調査の一環として実施しております。県民調査ということでやっております。西郷村のほうも4月、5月にかけて、先ほどお話がありました15歳未満の子どもたちに対して、4歳以上の子どもたちに対して2,300人実施いたしました。それで、ホールボディカウンターの今後なんですけれども、西郷村に1台ぐらいあったほうがいいんじゃないかというご指摘でございますが、一義的には県の健康管理調査、これは県の責務としてやっていらっしゃるの、できればもっと県のほうがきちっと充実してやっていただくというのが一番よろしいかと思っております。

それから、甲状腺検査のほうなんです、この甲状腺検査のほうも、やはり同じく県の県民健康管理調査の一環として甲状腺検査を実施しております。これについては、二十未満の方は2年に1回、それから二十以上の人は5年に1回、ずっと一生調査していくというものでございまして、西郷村のほうの調査としては今年の12月ごろ、第1回目の子どもたちの調査を予定しております。これもやはりホールボディカウンターと同じく、当然県民健康管理調査の一環ということで県民健康管理基金の活用でございまして、当然一義的には県ですべて実施するというのが、まず、そういうふうな形でやっていただくことが一番よろしいのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） とにかく放射能汚染から子どもたちを守る、これをやはりきめ細かに施策を立ててやっていただきたい。そして、現実をもっともっと調査をしていただきたいと思っております。それと、避難された方々に対しても、やはりお気持ちを十分、アンケートをとるなりそれなりのことをしながらきめ細かに対策を練って、そして窓口もワンストップで、いろんな問題があったとしても、村がその方々のご意見に沿えるように対応できるような体制を構築していただきたいなど、そのように思います。

それから、時間が半端になってしまったんですが、除染の問題についてお伺いします。公共施設等についての除染問題については、今ある程度進んではきておるようでございますが、一般住宅についてこれをどのように進めようとしているのかということについてお伺いしたいわけでありまして。それで、この一般住宅についてもですね、実はさきの新聞を見ますと、わずか1割ぐらいしか進んでいないというふうなお話でございますし、村としてもまだこれから県、国の対応が決まらないからまだできないんだというふうなお話がありましたけれども、これ課長、ちょっと疑問に思ったんですが、平成23年12月11日、福島民友新聞によりますと、このようになっているんですね。1戸建て住宅は上限70万円、交付金で県が基準をつくったということで、敷地面積400平方メートル未満の1戸建て住宅の基準は、外壁の除染を含め1件当たり70万円を設定したと。県は基準に基づく申請を受け付け、市町村に対して除染実施の概算払いを行う。積極的な申請を促し、県内の生活圏の早期除染につなげるというお話があったんですが、これ全然、我々西郷村民は聞いていないと思うんですね。この件についてはどのような対応をされたんだか、お伺いしたいと思います。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより11時20分まで休憩いたします。

（午前11時00分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

15番佐藤富男君の一般質問に対する答弁を求めます。環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） お答え申し上げます。

この一般住宅の除染費用でございますが、23年度分でございますが、これはあくまでも公共単価ということで本来は秘密なんですけれども、インターネットで県のホームページで公表しておりますので、大分出回っていると思います。ただ、70万円の根拠につきましては、23年度は大ざっぱな単価でございますが、詳細については示されておられません。ただ400平米で70万円を使ってくださいということで言われております。住民の周知については、今申し上げましたとおり、公共単価でございますので周知はしておりません。というのはなぜかという、あくまでも事業主体は村でございますので、個人が知り得る単価ではないということで判断しました。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 今私が聞いたのは、いわゆる基準ができているんだから、早く一般家庭の除染を始められるようにしなさいと、してくださいということなんです。そして、今その基準額が秘密だという話がありましたけれども、秘密のことが何でこれ民友新聞にこんなに大きく出ているんですか。おかしいでしょう、これ。これは秘密じゃないんです。当然、これは県民に対してこれだけの大きな放射能汚染をさせたわけですから、これはオープンにしてこのような方法でやりますと、当たり前話でしょう。どうもその辺が理解できないですね。時間の関係もありますからあれですけども、とにかく一般家庭の除染を進めない、やはり家庭で住む子どもたちの被ばくがますます多くなります。一刻も早く、例えば村長、先ほど前回の一般質問で、そういった基準とか方法が例えばわからないけれども、遡及してできるところもあるという話もありました。ならば、村としてやはり始めて、そしてきちんとした実績報告をいただいて、それをまた遡及して電力なり国に賠償してもらえるような方策をとるといふ強い信念を持って早くやっていただきたいと思います。

それから、村長に1つ確認しておきたいことと、やはりご注意申し上げたいと思います。というのは、さきの16番室井議員の仮置き場の問題の中で、村長は責任をとるといふ発言をされました。しかし、その責任をとる範疇というのは、村長が考えている範疇と我々が受ける範疇とは違うと思うんですね。できること、できないこと、村長が地方自治法上できることと、また、やらなきゃならないことと、実際に賠償問題が来たときの問題はまた別だと思っただけです。その辺の村長が責任をとるといふ問題については、きちんとやはり示しておく必要があると思います。ましてや例えばですよ、村がつくった仮置き場の周辺で風評被害があったと。そのため売り上げが今まで10億あったものが5億しかなくなったと。そうしたら5億円の風評被害の賠償を村長は責任をとるんですから出してくださいと言ったとき、とれますか。とれないですね。だから、その辺の責任問題について、きちんとここでやはり訂正しないのであれば、その村長の責任の範疇というものを示していただきたいと思います。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 言われたとおり、若干包括的なお話になってしまった嫌いがありますね。村長というのは、この前申し上げましたとおり、地方自治法上の問題です。憲法第93条から来ています。その中において、国は国について責任を持つ、県は県において、責任体制がちゃんとしています。行政上の地方自治法の責任はもちろんとらなくちゃなりませんね。今言われた原子力損害賠償、こういった問題については、またおのずと問題は明らかになってくると思います。結局、第一義には、あるいは第二義はという国の関与まで今言われておりますので、その点については明確に、もちろん私が言っていることが当然そのまま理解されているものと思って話したところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 村長としてね、この放射能問題について責任をとるという言葉は、私は禁句だと思います。放射能問題についての村が責任をとるということは禁句であると思うし、村が責任をとる必要はないと思うんですね。当然これは国・県、また、東電が責任をとるべき問題でありますので、その辺は慎重に発言していただきたいと、ここで改めて申し上げたいと思います。

それから、県の放射線健康リスクアドバイザーの山下俊一先生が、先日、上田議員が出してもらった本によりますと、健康被害について100ミリシーベルト以下は問題ないと言っていたけれども、これは5月になると10ミリシーベルトの間違いでしたと訂正したというんですね。これ事実なんですか。担当課の方、どなたか答弁してください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今の確認、ちょっと私できませんのでね。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） これは県の、県民の健康リスクアドバイザーのお話ですから、非常に大事な問題です。これは担当課、どなたかきちんと調べて報告願いたいと思います。

それから、次の質問に移りたいと思います。西郷村の振興計画についてなんですが、さきにATカーニー社が中に入ってコンサルティングに入りまして、復興特区構想なるものを立ち上げました。それが我々は非常に中身がまだ成熟していないと、成熟した後6,300万円の委託料を払うようにということで、一時予備費のほうに棚上げした経過があります。その復興特区構想について、現在、村長はまだアクションをされていないと思いますが、この復興特区構想について村長はどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 復興特区につきましては、福島県全域を復興特区対象にするということで始まっております。ATカーニーの場合は、それを先に読み込んでということで、あの段階では東芝あるいはパナソニック、いろんな会社名が具体的に出て、ここで全員協議会をやって臨時会まで開きましたが、あの段階のスケジュールと今は現

実的には合っているわけです。1つは、正月明けに1つの指針が出て、そして補助率ですね、何をやるか、そういうものについてもということで製造業、その他の補助対象の費目も明らかになりましたが、実際は正月が明けましてから補助金の受け付けが始まりました。しかし、ご存じのとおり、3月いっぱい受け付けを中止といいますか、1回終わったわけです。それを具体的にということが新聞に出ましたですね。290社ぐらい出て、第1回選は百六十数社を指定したということで、実はまだお金が足りない部分がありますのでということで、今、県知事をはじめ追加の要請をしているところであります。

それで、具体的にどういった製造業あるいは雇用の人数ですね、こういったことがということでやっているところでありますが、あの後、ATカーニーについては具体的に委託ができないというふうになりましたので、心情的には応援してくれておりますが、具体的なチームはできなかったということであります。それは具体的な動きはその後にはなかったわけですが、情報としてはいろいろ提供してもらったりということで、現在まで復興に関する福島県の企業については、この前新聞に出たとおり、3社が該当したわけでありまして、その後についてもまだあるわけでありまして、県とすれば国の企業立地の補助金をもっと財源的に確保できなければ、追加の申請がなかなかできない状況にあるわけでありまして、最初よりはもう少し大規模なお金がついていればよかったですね、1,700億前後、100億円を留保しながら残りは1回決まったという状況にあるわけでございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 結局、結論的にいろいろ言ってもね、こういう復興特区構想については村は断念したということですよ。（不規則発言あり）いや、入っていても、具体的に3月までに一応申し込みを、例えば補助金の問題ですか、締め切りありましたけれども、これもう打ち切りしましたね。3月で一応、一次終わりましたね。これについて、じゃ西郷村は何社、どのような企業を申請されたんですか。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡辺文雄君） 佐藤議員の質問にお答えいたします。

特区の福島産業復興企業立地補助金、これについては第1回目が1月30日から3月30日までで締め切りました。申請件数については299件、県内全体でありました。それで167件が補助対象になりました。123件が保留になりました。西郷村としましては、5社を申請しました。5社の中で3社が対象、1社が保留、1社がだめになってしまったんですけれども、その中で西郷村の企業につきましては、エレクトロテクノ、日本伸管、長谷川機械、この3社であります。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 結局ね、ATカーニー社の問題で村民にバラ色の話をしました。1,300人の雇用が図れるんだ。村民は本当に喜んで、ああこれはいいやと、大規模化されるんだと思っていたんですけれども、結果として今のお話のとおりなんです。これに6,300万円のコンサルタント料を払うんですか。必要だったんでしょうか。

それで、1,300人の雇用、雇用と言っていますけれども、現実的にはこれは福祉施設じゃないですか、主に。この福祉施設をつくれば、1,300人の雇用が生まれるというのが私は主だったと思うんですね。ところが、今回の復興特区構想の中で、福祉施設事業については認められないし該当しないんですよ、最初から。それを私たちは、ある意味わかっていたんです。だから、この問題についても1,300人雇用なんてうそだと、あり得ない、そう思っていました。現実的に、今結果としてあるのは長谷川機械さん、日本伸管さん、あと既存の企業がそれなりのことで認められたというだけの結果ですね。これに3月までのコンサルタント料6,300万円、それ以降はまた別途受けますよというものについて、昨年、議会で予算上程したと、それを保留にしたという話ですから、それを村民の方々はちょっと我々が何か邪魔したように言っていますけれども、これが現実なんです。

はたまたもう一つ、現実というのは、どういうわけかその三菱ガスですか、あれが白河市へ行ってしまった。富士システムズが西郷村に造成しないで白河市へ行ってしまった。大きな魚を逃がしてしまっただけなんです。これも現実なんです。そして、村が何をやってきたかという、現在まで私は何も聞いていないし、具体的な政策は見えておりません。わかりません。しかし、お隣の下郷町では今回、その国のですよ、認められない。しかし、企業誘致する必要があるということで、町は単独で独自の補助制度を条例化しまして、さきの6月定例議会で可決されました。内容は何かといえば、従業員を新たに雇用する企業には町内に住む従業員1人につき20万円、町外の従業員につき1人5万円を助成すると。そしてまた、町内に工場を新設、移設、増設する際はその一定の条件を満たした企業に2,500万円を上限に建物の面積分の用地取得にかかった経費の3割を補助すると、こういう町は町なりの独自のものをやっているんです。西郷村は何をやったのか。あれっぴりですよ。これっぴりですよ。

だから、村長がもっとそういう雇用の問題とか企業誘致の問題に取り組むのであれば、積極的にやるべきなんです。村長は、何かきょうお話聞いたらば、消費税10%賛成にアンケートしたらしいですね。（不規則発言あり）ということは、私は10%をもしこの被災県のですよ、西郷村でなければ福島県がこの10%に消費税を上げられたときに、これだけ景気が悪いときにどのようになるか、結果。国がやるべきことをやらない、政府がやるべきことをやっていないじゃないですか。（不規則発言あり）そういうものをやらずとして国会議員定数削減ムードはあいまいでしょう。すべてがあいまいの中で、ただ消費税10%だけがひとり歩きして、そして民主党が言っているいわゆる最低年金問題についても、子ども問題についても、すべて棚上げして、じゃ一体改革って何だったんだ、何を一体改革したんですかということですよ。ただ消費税を上げることしか我々にはわかっていない、伝わってこないです。これを賛成する、この感覚がわからない。

企業誘致するにしても、もっと積極的に村が優遇税制なり、誘致の優遇措置なりをやはり対策を練って、議会とも相談しながらやはり進めていくべきじゃないですか。雇用を図るべきじゃないですか。その姿勢がどうも感じられないんです。ただ単にA

ATカーニー社がだめになったから、議会が通らなかったから、だから雇用が図れないんだ、企業が来ないんだって、そういう私には言い逃れにしか見えないですね。実際にATカーニー社がコンサルタントをやったときに、じゃ本当にその企業が来たんですかということですよ。それと、社会福祉施設が太陽の国があるにかかわらず、1,300人雇用を図る施設をつくったときに、本当に西郷村は対応できるのか、これもまた問題なんです。実際に村の持ち出し経費はどのぐらいかかるかもわからないし、内容も全く未知数ですよ。ただ、残るのは議会の一部が反対したからだめになったと、とんでもない話なんです。我々は6,300万円の税金、村費をうまく抑えられたんですよ。無駄遣いしないで済んだんです。私はそう思っています。村長、この企業誘致問題についてどうですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ATカーニーの話、またここでするつもりはなかったんですけども、しょうがないですね。結局あれは何だったとかという総括、この前、実は政経東北に出ましたですね、村長がこう言ったとか、ある議員がこう言ったとか。結局、今指摘のとおりです。福祉関係が補助金にあったのかどうかということが書いてありましたね。要するに今、わかってたという話は重大な話で、私はわかりませんでしたから。（不規則発言あり）あのATカーニーのやっぱり、あの11月2日の臨時会のことをまた思い出しました。結局今の話は、村長が姿勢として弱いんじゃないかということですが、私は弱くなっていたとは思っていないし、一生懸命やってきたと思っている。

ただ、具体的に言いますと、今の三菱ガス化学が白河に立地しましたね。それから富士システムズが行ったと。あれは西郷から立地できなかつたことは残念です。しかし、通勤範囲の中であって、子どもたちが雇用できる範囲にあったということについては喜んでいる。1つは、県の企業局が白河に土地を持っていた。それで白河の部分をどうにか利活用したいということで、このエレクトロテクノの部分、三菱ですね、親会社、満杯になってきた。そこでということで、あそこが立地のために動いた。これはこれで近くにあるということにするならば、西郷がその分のあの面積35ヘクタールでしたっけ、あの広場がなかなか造成できないということと比べてみますと、やっぱりタイムリーにできる、あるいは企業局が動いたり、そういうことで成果として出てきた。もちろん県が動いたことがありますので。そういう意味で言いますと、半分は今言われたとおり、西郷に引っ張ればよかったんですが、力及ばずまことに申しわけない。しかし、近くにできるということについては、西郷村も道路の問題とか、あるいは隣接の利活用ができますので、そのうちで喜んでいるところがあります。

それから、もう一つありましたっけ、建物があったので近くにないかという選択の中において1社が動いたということです。本当は西郷村のやつの拡張ということで動けば一番よかったんですけども、それもなかなかいろいろ交渉がうまくいかなかった部分があったわけでありまして。そういったことにおいてATカーニーが来た。ATは、この被災した福島県をどう救ってくれるかという一つの善意の本当

のあらわれです。もう一つは、80キロ圏外にある西郷と下郷というところに着目されました。これはこれで本当に50マイルより外でありますので、1つは線量が低いのではないかということに来てくれたわけであります。下郷がするのを今新しいということがありました。が、（不規則発言あり）それで、さっきのことは企業誘致条例で西郷村はもう既につくっております。平成十四、五年、あれと同じものありますね、西郷村もね。では、もっとどうできるのかということです。

1つ、今言われた重要なことは、そのATが来たときに補助対象外があったと。どう考えていたんだということですね。あれなんか私はわからなかった。まだまだ企業誘致をするためにはそういった範囲も入るのではないか。それから、福祉関係でも介護関係はロボットとか、新しいこの日本の先端技術産業を呼び込める可能性がある、そういった組み合わせにおいてやっぱり呼ぼうという意図をしたわけであります。そのときの委託料は、あのときに申し上げたとおり、国の動き、特区あるいは補助金ということをつかむことと同時に、日本のあそこにあった25社の会社をその福島県において何をするかということ新たにリサーチして起業している、そういった方向にやっぱりコンサルするという人件費であったわけであります。いろいろ今考えてみますと、議員おただしのとおり、いろいろ状況変わったりしてありますが、やっぱり我々はといいますか、私はこの今の特区の問題の補助金、足りないからまた1,000億、1,050億、この前要求に行ってきました。しかし、それ以外の通常産業とか、それ以外の補助金も引っ張り出してやっていこうという意欲を持っておりますので、なおまた、ぜひ応援をしていただきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 時間がないので、簡潔にご答弁はお願いしたいと思います。それで、時間の関係でちょっとしゃべっちゃいますが、はっきり言って結局復興特区構想もいわゆる面的な被害があった、要は浜通り地区ですか、岩手県、宮城県、そういった土地区画整理事業とか高台移転とか河川の整備とか道路の整備とか、そういういわゆる本当の意味での復興特区というのは、そういう形の中だと私は見ております。ですから、そこに医療施設を持ってくるとか、そういうものは特区に入らないというのは、私なりに十分理解できるし、それはまたもしできるのであれば今度は特区構想で、別のものでやっていただいたらいいと思いますね、村長のほうでやりたいのであればですね。ただ、現実的にはできないと思いますけれども。それで、そういう中で誘致条例があると言いましたけれども、それは十分私も知っています。私たちもその誘致条例をつくったときに、昔ですね、たくさん税の控除とか固定資産税の3年間減免とか、いろんなものがありましたけれども、ただ、そのほかにもまだまだいっぱいあるんじゃないですかと、やっぱり時代相応の、それを考えるべきだと私は提案したいということなんです。

それから、今東京直下型地震、大地震が来るということで、震災が来るということで、日本の国がもし東京に大地震が来たときには大変な問題になっちゃう。浜岡原発がおかしくなったとかなります。当然これは首都機能移転の問題も浮上してくると思

うんですね。機能分散、用意しなきゃならない。そういう中で、私はやはり以前も那須地域、または西郷においても台上地域とかですね、そういう家畜改良センターの措置がいっぱいあるわけですから、そういうところにやはり国の機関を誘致する、持ってくるという働きかけを村としてすべきだと思うんです。その中に、また場合によっては、浜通り地区の方々の方々の市町村のですね、いわゆる仮の町構想も私はあわせて大規模な開発をしながらやっていくと。これをやはり21世紀の村の大きな計画をするとそれをやはりやるべきだと。だから、国の機関、施設の誘致と仮の町の例えば村ができること、わかりませんが、そこについてやはり計画的に検討して、そして第一歩を踏み出していくべきじゃないかなと、そのように思います。村長のお考えをお願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 同じような考えの質問がありまして、多分、浜通りの避難されている方はお喜びになるだろうと思います。もう一つは、栃木県で今首都機能移転のやつ、ちょっと今沈んでおりますので、また呼び覚まそうという動きがこの前NHKで言っておりましたですね。結局、直下型地震とか東海・東南海・南海、この地震が今回の東日本と連動する可能性がある、よく今本当に言われております。地震予知連の中ではその確率が高いというふうに言われておりますので、もう少し今回、福島県の我々とすれば具体的に知っているわけでありましたが、人間はなかなか直接でないかわからない部分があるということが今回わかりました。大飯のことも考えて。そういったことをやっぱり前提として、この我が福島県、あるいは県南、あるいは西郷、こういった展望に立つべきかということは、まず1つは浜通りを助ける、これは基本的に持っております。2番目は、国家の機能はどうするか。これまで東濃、あるいは福島、阿武隈地域あったわけでありまして、そういったものがもう一回呼び覚まされて新たな議論が展開できる、そういうふうになればうれしいというふうに思っているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） まことに村長に申しわけない、言いにくいんですが、やはり村の長、リーダーです、村長は。村長は村民に夢を与え、希望を与えなきゃならないんです。そして村民を引っ張っていかなくちゃならないし。そして村民が安心して村長にかじ取りを任せることができなくちゃならない。その村長が、何を考えて何をしようとしているのか等をきちんとご自分で持っていないと、我々ついていく人間はまず本当に不安でしょうがない。

先ほどの消費税10%の話じゃないけれども、また、TPPに賛成だと。非常に民主党の方に気配りをして、何かこう追随してやっているんじゃないかな。村民が本当にTPPも、そして消費税10%も賛成しているのかということです。ただ村長が1人で向こうのほうに行って賛成だと、村民はみんな反対だと、こういうこともあり得ますよ。この議会の中だって消費税10%、賛成議員何人いるかと。村民の世論調査したわけでもなし、そして国の官僚のいわゆる都合によって消費税を上げる、上げ

ないと国がつぶれる、だれがその財政を悪化させたんですか。官僚は優秀、優秀と言うけれども、ちっとも優秀じゃないでしょう。官僚が優秀ならこんな財政つくらないですよ。政治家が立派ならこんな財政つくらないですよ。そのしりぬぐいはいつも国民なんです。それを賛成だともろ手を挙げるから、官僚も政治家も間違った方向へ行くんです。責任はだれもとらないでしょう、これ、実際。原発の問題にしても財政悪化の問題、だれも責任とらないですよ。今度の東電の問題も規制委員会に責任をとらせるように、政治家はとらない。規制委員会といたらみんなあいまいでしょう。政治家のほうがまだいいですよ、責任とるんですから。規制委員会ですから私は委員であっても関係ない、私じゃない、私じゃない、こういうあいまいなのが日本の国なんだ。村長はもっと、村民がやっぱり村長が何を考えているかわかるように、きちんと強いリーダーシップを持ってやっていただきたい。そのことをお願いいたしまして、一般質問の時間が来ましたので終わります。

○議長（鈴木宏始君） 答弁は時間終わったから。（不規則発言あり）いいかい。

村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 村長が何をやっているかわからないということであれば、これはまことに申しわけないから、ちゃんとするというふうにお答えいたします。いろいろ企業誘致でも何でも、やっぱりこの西郷村はいいところだと。村民が苦しい人を助けたり、あるいは子どもたちのために、さっき消費税の話がありました。今はやっぱり我々は食い逃げするんじゃないかと、逃げ得になるんじゃないかと言われている。結局、次の子どもたちが、今大人がつくった借金を私たちが背負うのは嫌だよと言っている。そこをはっきりしないで、そして景気が悪化、消費税が上がるというのは、水差すのはだれでもわかりますよね。わかっているけれども、それはそれで、ではどうするんだと。

私、この前テレビを見ていました。反対する大物政治家がですね。そのときにキャスターが聞きました。反対したけれども、反対して次にどういう展望があるのかそれを言ってくださいと。全然しゃべらなかつた。一番聞きたいのはそこですよ。子どもたちが、我々がつくったいい世の中で次に渡したいというところを、ちゃんと今仕掛けをして、そして少子高齢化も1,000兆円、1人本当に何百万円、何千万円、そういうものをどうするかということをはっきりして次に渡さなければ、これは本当に今言われたとおり、路頭に迷う可能性がある。当然やっぱり逆進性の税金でありますので、それはそれで困った人には何か対策してやるというのが必要です。そういったことを考えて、ただ、それは言われたとおり、今皆さんそう思っています。やることをやっていないじゃないか、当然であります。やっぱり行革と、それから今度の一体のことが早く展望を示さなければ、次の世代はもう親の言うことを聞きません。

○議長（鈴木宏始君） 村長、時間が来ていますので、手短にお願いします。

○村長（佐藤正博君） ということになりますので、そういうことも含めて、いろいろ言われたことについては一生懸命やっていきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひいたします。（不規則発言あり）

(「議長、議事進行について」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 16番室井清男君。議事進行について。

○16番(室井清男君) 議事進行について議長に申し上げます。先ほど来、佐藤富男議員から発言が出ましたようにですね、この消費税値上げにだれしもが反対しているんですよ。それに対して、景気の問題についてもこれもみんな反対しているんですよ、農業者は。そういうところで困っているんですからですね、村民の意向も聞かないで村長が軽率な発言をするというようなことは、これ議会としたら絶対に許すわけにはいかないんですよ。村長の発言は、村長個人の発言とはとらないんです。西郷村の発言ということになるんですから、余り軽率な発言をしないように議長から厳重注意をお願い申し上げます。(不規則発言あり) 軽率な発言じゃありませんか。これだけみんな消費税値上げに反対だ、この景気はどうするんだ、これ消費税上げればこの不景気はどんどん続くばかりなんですよ。そういう軽率な発言を、村民が発言したごとく発言しないでください。これ議長、よろしくお願いします。

○議長(鈴木宏始君) ただいまの議事進行について、議長のほうでも十分に考えてまいりたいと思います。(不規則発言あり)

◎休憩の宣告

○議長(鈴木宏始君) これより午後1時まで休憩いたします。

(午前11時55分)

◎再開の宣告

○議長(鈴木宏始君) 再開いたします。

(午後0時59分)

○議長(鈴木宏始君) 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

1番鈴木勝久君の一般質問を許します。1番鈴木勝久君。

◇1番 鈴木勝久君

1. 西郷村第四次行政改革大綱及び第五次行政改革大綱について
2. 放射能に対して進捗状況とその対策について

○1番（鈴木勝久君） 1番鈴木勝久。まず、去る6月3日、羽太、上羽太におきまして天道念仏が行われました。その席に、お忙しい中、村長はじめ各皆様に参列していただきまして、まず、お礼を申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、西郷村第四次行政改革大綱及び第五次行政改革大綱についてお尋ねします。西郷村行政改革大綱は、昭和62年、第一次行政改革大綱が策定されて以来、現在で第五次改革まで進んでおります。そこです、この行政改革とは何か、まずは目的と、そしてこの改革を通じて西郷村をどのような村にしていきたいのか、あわせてお聞きいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 1番鈴木議員の一般質問にお答えをいたします。

行革の理念と目的とするところは何かというお話でございました。行政改革は、文字どおり今までやってきた行政のあり方をもう一回見直してということでございまして、お話しのとおり、昭和60年代、日本が40年代の狂乱物価、いわゆるオイルショックを経て50年代に安定経済に入ったと言われましたが、その後、バブル等によってなかなか財政の見通しがうまくいかなって来たという背景、さらには戦後の自治事務、行政事務、こういったものがだんだん福祉といったものの容量の増大によりまして、財政的にも、あるいは組織的にも相当大きくなって来たという行政の姿があったわけでございます。こうしたことから、最終的にはこの西郷村、活力に満ちた「さわやか高原公園都市にしごう」ということで、やはり環境的にも、あるいは経済的にも活力に満ちた魅力ある村づくりを進めていきたいと思いますという目標に進むためには、そういった抱える問題を何とか整理していきたいということがあって、軌を一にしてこの日本の全体の動きと合わせた少子高齢化、あるいは失業者対策、そういったものに対する財政的、人的あるいは制度的なこういった改革をしなければならんということで、この行政改革に着手したという経過があるわけでございます。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君の再質問を許します。

○1番（鈴木勝久君） 1番。それでは、まず、この第四次行政改革大綱からどのくらい実行されたか検証し、また、内容が非常に難しいので、説明を伺いながら具体的な取り組みについて項目ごとに聞いてまいります。まず、村民サービスの質の向上であります、その趣旨及び具体的取り組みについてお聞かせください。

○議長（鈴木宏始君） 企画調整課長。

○企画調整課長（須藤清一君） ただいまの住民サービスの質の向上について趣旨ということでございますが、お答えいたします。住民サービスの質の向上の趣旨としては、住民のニーズを的確に把握し、村民の満足感と利便性の向上を図るために、ニーズに対応した施策により質の高いサービスを提供し、村民が真に必要なサービスの向上へ

転換を図ることにあります。具体的な取り組みでございしますが、ワンストップ行政のための総合窓口の設置をしております。そのほか電子化の推進による事務の効率化、それからメール等による行政へのアクセス手段の確立等、そのほか村民の接遇の向上を図るために職員研修、それから事務事業のマニュアル等の作成をしております。

以上が主な取り組みとなっております。よろしく申し上げます。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。

○1 番（鈴木勝久君） 今取り組みについてお聞きしました。その中で、住民のニーズを的確にとらえるとありますが、村民のニーズは大変多様化しております。どのような方法をもって住民のニーズをとらえるか、その方法をお聞かせください。

○議長（鈴木宏始君） 企画調整課長。

○企画調整課長（須藤清一君） ただいま住民のニーズの把握はということでございますが、村民からのニーズの把握については、行政区長からの要望、それから行政の段階での要望を受けております。各課では事務事業を実施する段階でアンケート調査、それからイベント等の実施についても、参加者へのアンケート調査などを実施しまして把握に努めてきたところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。

○1 番（鈴木勝久君） 続きまして、高齢者に対してですけれども、高齢者に対する健康と安心のニーズが高まっているとあります。高齢者にはどのようなサービスを提供したか、お答えください。

○議長（鈴木宏始君） 企画調整課長。

○企画調整課長（須藤清一君） ただいまの高齢者のサービスとは具体的に何かということでございますが、西郷村の高齢者福祉計画あるいは介護保険事業計画に基づきまして、介護サービスなどの充実強化、それから介護にならないための予防、生活支援のサービスなどさまざまな事業を実施しております。また、高齢者福祉施策としては、村独自にはり・きゅうマッサージ、それから寝具の乾燥消毒サービス、温泉利用の助成、高齢者の就業を支援するシルバー人材センターへの補助などを実施しているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。

○1 番（鈴木勝久君） 続きまして、若者の雇用の問題が非常に重要になっております。この就職先の確保ということで、村はどのような取り組みを行っているか、お答え願います。

○議長（鈴木宏始君） 企画調整課長。

○企画調整課長（須藤清一君） 村内の雇用問題でございしますが、村内の企業については企業の景気動向、それから社員の採用情報等を聞き取りしながら地元採用をお願いしているところでございます。そのほか、東西白河の市町村会、それから県南振興局、教育事務所、ハローワーク等、新規高卒者に対する求人要請、それから商工会議所とか地区の経営者協会、それから管内の商工会、また、管内における企業、事業所です

ね、それらへの要望活動などをしております。また、ハローワークとタイアップして求人情報、村や商工会、それから郵便局の窓口などに置いたり、ふくしま就職応援センター、ふくしま就業ガイダンスなどの情報紹介にも努めているところでございます。以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。

○1 番（鈴木勝久君） 続きまして、それらのことを踏まえまして、住民として自立支援型村民サービスとありますけれども、自立支援サービスを行うために住民はどのような役割を負うべきか、また、どのように住民の役割に対して村は期待しているか、その辺をお聞かせください。

○議長（鈴木宏始君） 企画調整課長。

○企画調整課長（須藤清一君） 第四次行革で言われている住民の役割ですが、行政と住民の役割の明確化というような形で示しております。行政からの全面的サービスの提供から自立支援型の村民サービスを図るということで、本村の振興を図る上でさまざまな団体が活動しております。そのような団体が自立し、独自に運営できるような方向にしていくということが、先ほど言いました自立支援型の村民サービスということで、これらを第四次の計画の大綱の中にうたっているわけでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。

○1 番（鈴木勝久君） 今取り組みの中で、総合窓口を推進するというのも出てまいりました。具体的にどのような総合窓口というのを考えていらっしゃいますか、お答えください。

○議長（鈴木宏始君） 企画調整課長。

○企画調整課長（須藤清一君） ただいまの総合窓口でございますけれども、現在は役場の玄関口に位置する住民生活課が総合案内の役割を担っております。窓口業務を1階のフロアに集中するなどの対応を図ってまいりました。また、ジャスコに設置してある行政サービスセンターがさまざまな手続、それから収納業務を取り扱っております。総合窓口の機能としては、住民サービスの向上につながっているとは思っております。それで、災害時の機能でございますが、西郷村には防災計画に基づき災害対策本部などを設置して対応しております。現在、防災計画の見直しをしているところでございますので、今年度中には恐らく策定されるものではないかと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。

○1 番（鈴木勝久君） 続きまして、最後に書いてあった村民への接遇向上を図るためにマニュアルを作成し評価点検とありますが、だれが評価し、どのような改善が行われておりましたか、お答えください。

○議長（鈴木宏始君） 企画調整課長。

○企画調整課長（須藤清一君） 行政サービスの評価点検でございますが、現在は事務事業の評価点検の仕組みはつくっておりません。それで実際、一部教育委員会のほうで

は評価のシステムを立ち上げておりますけれども、この行政評価の点検については今後の取り組みの課題だと思っておりますので、ご理解を願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。

○1 番（鈴木勝久君） 続きまして、行政サービス、業務見直しについてであります、趣旨及び具体的な取り組みをお聞かせください。

○議長（鈴木宏始君） 企画調整課長。

○企画調整課長（須藤清一君） 行政サービスの業務の見直しについての具体的な取り組みのおただしでございますけれども、行政改革大綱に記載しました行政サービス、業務の見直しについての趣旨、具体的な取り組みについてお答えします。大綱では、行政サービスの業務の見直しに当たっての趣旨として、総花的で前年度踏襲的なサービスのあり方を改め、真に必要なサービスを充実させること、また、真に村民の望むサービスを把握しまして、行政、住民の役割などについても見直しを進めるということを掲げております。

次に、本テーマにおける具体的な取り組みでございますが、根底では地域でできるもの、それから住民みずから行うことができるもの、受益者負担の見直しですね、生活バス路線の減と、それからサービス役割の分担や組織以外の情報の共有化、そして各種教室等の見直し、これらの5項目を検討項目として各項目について詳細な検討を行ったものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。

○1 番（鈴木勝久君） ただいま趣旨で説明されますように、行政サービスが総花的、前年度踏襲的になりがちであります。この5年間で何を省き、効果も余りない施策は民間事業者、NPO等々に何を委託したか、また、村民がどのようなサービスを望んでいるか、お聞かせください。

○議長（鈴木宏始君） 企画調整課長。

○企画調整課長（須藤清一君） ただいまのこの5年間で何を省き、効果の余りない施策は何であったかというおただしでございますけれども、ここ5年間に実施しました削減につきましては、内部管理経費を中心に削減を行ってきたものであります。職員数の削減による人件費をはじめ、各種経常経費削減策により事務経費などの削減を実施してきました。また、民間事業者への委託状況ですが、小さなものを含めると大変数多くなります。主な委託の状況を説明しますと、スクールバスの運行业務、それから給食センター業務、施設の管理業務、それから観光地の清掃業務などが挙げられます。

次に、村民はどのようなサービスを望んでいるかとの先ほどの質問でございますが、正直、大変難しい質問であると考えております。近年、村民のニーズは高度化、多様化していると言われておりまして、実は村民サービスの原点は、この住民ニーズをいかに的確に把握するかというものにかかっていると思っております。座談会、それか

ら行政区要望、また、アンケート調査等を駆使して適切なニーズ把握による村民サービスを心がけたいと考えておりますので、よろしくご理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。

○1 番（鈴木勝久君） 今、外部委託のことにちょっと触れましたが、委託業務は後でそこを質問しようと思っておりましたが、それでは情報インフラへ行きます。情報インフラの整備が重要を増していると言われております。情報過疎が生じないようにどのようなことを行ってきたか、お聞かせください。

○議長（鈴木宏始君） 企画調整課長。

○企画調整課長（須藤清一君） 情報インフラの整備でございますが、平成20年度地域イントラネットによりまして、学校などの行政機関を結ぶ幹線ルート、約23キロでございますが、これを光回線を整備いたしました。また、同年度に総務省の地域情報通信基盤整備推進交付金、この交付金を受けまして枝線ルートを整備しまして、村内全域に光ケーブルの設置をいたしました。これによりまして超高速のインターネットが利用できる、情報格差が解消されたということでございます。インターネット接続サービスが利用できることで、行政情報の提供、システムや安心・安全な情報提供システムが活用され、地域一体化を促進し、情報の格差がより少なくなったと感じておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。

○1 番（鈴木勝久君） 各課ごとの年次計画の業務の実態調査を行っているとお聞きしております。それがどのようにサービスの向上、または効果的、効率的に反映されているか、お聞かせください。

○議長（鈴木宏始君） 企画調整課長。

○企画調整課長（須藤清一君） 年次計画の調査でございますが、行政改革では大綱に基づきまして実施計画を作成しているところでございます。実施計画は住民サービスの向上、事務事業の効率化など、行政改革実現のための施策を年度計画で作成するものでございます。目的達成のためのロードマップの意味合いもございまして、毎年度進捗管理をすることで行政改革の実現に極めて重要な意味を持つものと思っておりますので、継続して実施しているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。

○1 番（鈴木勝久君） 続きまして、サービス供給の改善でございます。趣旨及び具体的な取り組みについてお聞かせください。

○議長（鈴木宏始君） 企画調整課長。

○企画調整課長（須藤清一君） サービス供給の改善についての趣旨、具体的な取り組みでございますが、サービス供給の改善では情報の提供が重要な住民サービスとなっていることや、アカウントビリティーの観点からの適切な情報開示のための実効性のある情報アクセス手段の工夫について検討してまいりました。具体的な取り組みとして

は、広報活動の充実について検討を行ったものでありますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。

○1 番（鈴木勝久君） 今、アカウントビリティーという言葉を使いました。アカウントビリティーとは何でしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 企画調整課長。

○企画調整課長（須藤清一君） アカウントビリティーの意味でございますが、アカウントビリティーとは説明責任を意味する言葉でございます。当然、行政は村民に対しての説明責任がございますので、このような言葉を使っております。社会に影響を及ぼす組織で権限を行使する者、つまり行政側ですね、それから直接関係を持つ者だけでなく、間接的にかかわりを持つ人、組織、その活動や権限行使の要諦、内容、結果等の報告をする必要があるという考えを意味しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。

○1 番（鈴木勝久君） 続きまして、勤務時間外での窓口対応を検討と言われますが、どのように検討なされているか、また、村民は土日の窓口対応も望んでいると思います。こちらの検討はの中でされていなかったのか、お聞きいたします。

○議長（鈴木宏始君） 企画調整課長。

○企画調整課長（須藤清一君） 勤務時間外での窓口対応でございますが、勤務時間外や土曜日、日曜日の窓口対応については、現在、行政サービスセンターで毎日午後6時半まで窓口業務を開設しているところでございます。これに基づいて、基本的には土日対応しておりますので、対応ができていのかと考えております。また、情報化を検討するに当たって、住民票や印鑑証明の例えば自動発給システム、それらの検討を行いましたけれども、システムが大変高価なもので利用料の兼ね合いから、費用対効果の検討からこれらを見送った経緯もございます。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。

○1 番（鈴木勝久君） ここで先ほどのアウトソーシングが出てきます。外部委託です。まず、外部委託の目的は何ですか、お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 企画調整課長。

○企画調整課長（須藤清一君） 外部委託、アウトソーシングの目的でございますが、民間にゆだねたほうがより効率的にサービスの提供ができるものは、積極的に民営化や民間委託を行うことにより、より効率的な行政執行をすること、それを目的としているのがアウトソーシングの目的でございますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。

○1 番（鈴木勝久君） 「聖域を設けることなく、すべてのサービスについて外部委託できないかを検討するスタンスを構築します。我々の公共事業について行政主体でなければならない理由を確認しながら検討します。」具体的な取り組みに書いてあります

が、行政主体でなければできない理由とはどんなことでしょうか、お聞かせください。

○議長（鈴木宏始君） 企画調整課長。

○企画調整課長（須藤清一君） 行政主体でなければできない理由でございますが、行政事務の中には戸籍事務、それから徴税事務、会計の管理事務など、法令等により村の職員が従事することが義務づけられている、そういう事務もございますので、それらが行政主体でなければできない事務事業となっております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） アウトソーシングの中には指定管理制度があります。現在、その指定管理制度を受けている団体、企業は幾つぐらいあるのでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 企画調整課長。

○企画調整課長（須藤清一君） 指定管理者制度を受けている団体でございますが、企業や団体を含めて38あります。内訳としては、企業が1つ、これは西郷観光になります。団体が37で、その内訳で社会福祉協議会が1つ、それから残り36が行政区、これは地区公民館の指定管理になっております。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 続きまして、課題第2番に入りたいと思います。まず、役場のあり方でございますが、その中の（1）行政評価制度の導入についてでございますが、その趣旨及び具体的取り組みについてお聞かせください。

○議長（鈴木宏始君） 企画調整課長。

○企画調整課長（須藤清一君） 行政評価制度の趣旨と具体的な取り組みでございますが、趣旨といたしましては、なかなか数値化しにくい行政効果について政策評価、それから事務事業評価、その他特定評価等の適切な方法により判定し、比較検討するための客観的な判定基準をつくることを目指しております。評価のポイントとしては、村民の立場から見た成果重視の視点に立ちまして、村政運営における諸施策の方向性を決定する、これらの方法としたいと考えております。具体的な取り組みとしては、行政評価制度の導入による行政サービスなりの見直しや検討、それから行政評価を一事業とする担当セクションの設置の検討をしております。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 行政のチェック機関には、議会はもちろんでございます。その他に第三機関等がございますが、その第三機関の創設は考えておられるのでしょうか、お答えください。

○議長（鈴木宏始君） 企画調整課長。

○企画調整課長（須藤清一君） 行政のチェックの第三機関の創設というおただしでございますけれども、第三機関についてはまだ創設はしておりません。行政改革の中でさまざまな利害関係から独立した第三者的機関、例えば行政モニターを設けるなど、こ

これらの検討をしていきたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 続きまして、行政には成果主義という言葉が先ほどの取り組みの中で聞かれましたが、行政に成果主義というのは何かなじまないような気が私はしますが、行政サービスにどのような仕組みでこれを取り組んでいくのか、お聞かせください。

○議長（鈴木宏始君） 企画調整課長。

○企画調整課長（須藤清一君） 行政に成果主義はなじまないという考え方、ある意味正しい答えではあるかと思えます。ただ、近年は地方財政を取り巻く環境が非常に厳しい。行政コストと効果を冷静に考えようとする、いわゆる費用対効果という考え方が行政にも取り上げるようになってきております。それで、行政サービスの利便性とコストを比較する上で、効率のよい行政サービスを今後進めていきたいという考えから、この成果主義というような形に進んでいるのではないかと考えておりますので、今後進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 住民の満足度を把握する方法として、アンケート調査、地域懇談会、インターネットの意向調査等々を行い検討しているようでしたが、どのように実行されたか、お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 企画調整課長。

○企画調整課長（須藤清一君） 現在は、行政に対する要望、調査等については、もっぱら地域懇談会や書面によるアンケート調査等によるもので、インターネットなどによる意識調査等については、まだ実施には至っておりません。しかし、平成20年度から21年度にかけて、先ほど申しました地域イントラネットの基盤整備事業、それから地域情報通信基盤整備推進交付金により、村内にインターネット接続環境が構築されました。今後は、村民から意向調査が可能となるインターネットによる意識調査も考えていきたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 続きまして、各業務ごとのコスト効果、成果を明確にし、公表するシステムを確立するという項目もあります。これは実行なされましたか。

○議長（鈴木宏始君） 企画調整課長。

○企画調整課長（須藤清一君） 実施事業の効果、成果については、決算報告時に作成する成果調書により行っております。広く住民に公表できるシステム確立とは今のところなっておりません。今後もホームページ等への掲載などによる公表できるシステム等も含め、検討していきたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 続きまして、組織改革の見直しについてです。ここで課が減ることの課長のいすが減ることで、処遇の問題でどのような処理がなされているか。これ

は取り組みの中に課や係を減らす等を行っているということがあって、その課が減ることによって課長のいすが減ることなんですね。それで、その処遇問題として適切に対処しますとありますけれども、この処遇問題はどのような方法でやられていたのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 企画調整課長。

○企画調整課長（須藤清一君） 課の数を減らすことで課長のいすが減るといふ、この処遇の問題ということでございますけれども、人事管理上、処遇とは給料とか賞与、それから昇格等において業務内容に対して評価し、それに相応した取り扱いをするということであると認識しております。機構改革、組織の改廃によって課の数が減少すれば、当然その課長のいすも減少するわけでございます。反対に、今年度新設した環境保全課同様、事務事業の増加によりまして課が増加することもあります。実際、課が減らされた場合、課長の処遇についてはどうするのかでございますけれども、これは課長だけに限ったことではございませんで、機構改革時における退職者等の人事異動の状況によりまして、必要に応じて昇給や勸奨退職等の制度について対処していくものと思っておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 続きまして、組織をフラット化し、情報共有をしていると言っております。電話、窓口でも常に待たされております。どのように情報共有を図っているのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 企画調整課長。

○企画調整課長（須藤清一君） 情報共有でございますが、まず、電話、窓口で常に待たされることがありますが、常々、より迅速で丁寧な対応を心がけております。そうした指摘があることは真摯に受けとめ、改善に努めているところでございます。それから、情報の共有でございますが、課内の情報の共有については、それぞれ課内で朝礼やミーティング等により実施しております。また、各課における情報の共有についても、電子化、庁内LANを活用したり、それらのシステムを利用したり、管理職会議、課員等も含めて情報の共有をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 続きまして、定員管理の適正化についてでございます。この第四次行政改革は平成17年ですから、国が三位一体の改革のときに施行されたというか、つくられた行革でございます。そのときの、これは日本は小さな政府というのを掲げてやっておいた時代だと思います。それを加味しまして、まず、この定員管理の適正化についてはいろんな方法がございます。まず、全雇用者に占める公務員の割合、GDPに対する租税総収入の割合、租税総収入に占める地方税収入の割合等々、いろんな角度から適正化というのを判断しなければならないと私も思っておりますが、平成17年から平成22年までに当村においてどのぐらいの削減をしたか、また、村の職員数の適正規模とはどのぐらいと考えておりますか、お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 企画調整課長。

○企画調整課長（須藤清一君） 定員管理の適正化でございますが、議員おただしのとおり、三位一体の改革、平成15年ですか、示されましてそれ以降、地方分権、それから地方自治体の合併が急速に進められてきたわけです。平成17年から平成22年度までどれくらいの職員を削減したかということでございますが、平成17年4月1日現在の職員数は179名でございます。平成18年におきましては173名、それから平成19年が168名、平成20年が167名、平成21年が165名、平成22年が160名でございます。平成17年から22年の6年間で19名の職員が減少しております。

また、その職員数の適正規模はどれくらいかとおただしでございますけれども、業務量は日々多様化、複雑化して変化してまいります。いかに行政サービスの低下をせずに、限られた予算の中で行っていくということにかかっているかと思っております。その業務量に対して多少職員の数に差が生じて、その時点で職員数は適正な規模であるのではないかと考えております。職員の定数については、いろいろなことが言われております。例えば人口の1%とか、それから電子化によって人口の0.8%に削減していったとかいろいろありますけれども、その時点での事務量等も勘案して適正な規模を図っていくのが適正な定員管理と見ておりますので、ご理解を願いたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 人数が減るだけでは住民サービスが充実というか、現代のニーズの多様化に対応できないと、私もそれは危惧しておりますけれども。そこで、先ほど申しましたように、そのためにアウトソーシング、臨時嘱託職員というのがその行政サービスを賄うというか、満足させるためにあるのだと思っております。その動向についてどのように推移していったかお伺いしたいんですけれども、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 企画調整課長。

○企画調整課長（須藤清一君） 外部委託と臨時嘱託職員でございますが、外部委託につきましては、清掃関係、それから警備関係、測量設計監理、それから登記関係、不動産鑑定、それから保守点検業務、各種電算業務等の多種多様な業務にかかわって委託しております。その動向、推移につきましては、決算額で委託料については、平成17年度では3億4,882万円、それから平成18年度では3億1,942万円、平成19年度では3億6,634万7,000円、平成20年度が3億4,419万4,000円、平成21年度が4億563万3,000円、平成22年度が5億3,534万6,000円でございます。それで、臨時嘱託職員数の推移につきましては、平成17年度で85名、平成18年度が92名、平成19年度が96名、平成20年度が108名、平成21年度が122名、平成22年度が108名でございます。この数値については、その年の業務量、それから、それらの対応によりましてこのような変化がございますので、そういうその年の対応もございまして、ご理解願

いたいと思います。

- 議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。
- 1番（鈴木勝久君） 続きまして、人事・給与制度の見直しについてお伺いいたします。
まず、その趣旨及び取り組みについてお伺いいたします。
- 議長（鈴木宏始君） 企画調整課長。
- 企画調整課長（須藤清一君） 人事・給与制度の趣旨でございますが、給与制度の成果主義の導入などを図ることによりまして、旧来の年功序列的な制度からの脱却を図りまして職員の業務意識を高め、ひいては住民サービスの向上に努めていくということでございます。また、現在の取り組みの状況でございますが、現在は勤務評価制度等の導入を検討する段階でございますので、ご理解願いたいと思います。
- 議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。
- 1番（鈴木勝久君） 西郷式成果主義システムとは、立ち上げて実行していますか。また、そのシステムとはどのようなものですか、お伺いいたします。
- 議長（鈴木宏始君） 企画調整課長。
- 企画調整課長（須藤清一君） この西郷式成果主義システム、第四次行革の大綱の中でこのような言葉を使ったわけでございますけれども、先行して成果主義を導入している他の自治体の内容を参考にしまして、他の自治体とは違った西郷独自の成果主義システム、こういうことを構築するということでございます。この成果主義システムについては、現在のところまだ実施しておりませんので、ご理解願いたいと思います。
以上です。
- 議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。
- 1番（鈴木勝久君） 昇任についても具体的な取り組みですね、昇任についても「年功にこだわらず、能力と実績に応じた制度を追求することが望まれます。大過なく無難に勤め上げている者は昇任が保証され、失敗を恐れないチャレンジ精神の持ち主が出世街道から外れるようでは組織は活力を失います。また、一度上に上がったから金輪際下がらない仕組みも不可侵と考える必要はありません。いずれにせよ、固定観念を一度捨ててあり得る方策をすべて検討します」と、素晴らしいことを言っておられます。現在もこのような精神でやっておられるのか、お伺いいたします。
- 議長（鈴木宏始君） 企画調整課長。
- 企画調整課長（須藤清一君） 昇任についてでございますが、現在は年功にこだわらない方向であります、引き続き検討すべきものと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。
- 議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。
- 1番（鈴木勝久君） 続きまして、公共施設等適正配置及び管理運営の見直しについて、趣旨及び具体的な取り組みについてお伺いいたします。
- 議長（鈴木宏始君） 企画調整課長。
- 企画調整課長（須藤清一君） 公共施設等については、民間施設等の整備充実により施設本来のニーズが薄れてきている。さらに、公共施設の運営管理費が各使用料金で対

応できないほどの多大な財政負担になってきています。そこで、各施設の必要性、それから目的、管理運営方法等について検討を行い、受益者負担の見直し、管理運営の方法及び費用等について変更や多様化、運営の効率化等の観点から見直しを行い、指定管理者制度の導入、民間委託、廃止・統廃合または再配置等についても検討するという趣旨にしております。それで、具体的な取り組みでございますが、施設等の管理運営については指定管理者制度、アウトソーシング等による管理運営の効率化とコスト削減の検討及び受益者負担の原則から、受益者負担の適正化による収入の確保の検討を行ったものでございます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。

○1 番（鈴木勝久君） 時間が大分差し迫ってきました。ちょっと飛ばさしていただきます。次に、入札契約制度の見直しについて、その趣旨及び具体的な取り組みについてお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 企画調整課長。

○企画調整課長（須藤清一君） 入札制度の見直し、趣旨、それから具体的な取り組みでございますが、制度そのものなお一層の透明性、それから客観性、競争性、公平性を確保して、今後、事務についても I T の利活用も含めて利便性、効率性を探求することにあります。具体的な取り組みにつきましては、条件付入札制度の制度や不正防止等の検討、それから随意契約の見直し等を行ったものでございます。

以上です。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後 2 時 2 0 分まで休憩いたします。

（午後 2 時 0 0 分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後 2 時 2 0 分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

1 番鈴木勝久君の一般質問を許します。1 番鈴木勝久君。

○1 番（鈴木勝久君） 入札契約制度の見直しについてでございます。透明性を担保するためにどのような対策がとられているか、お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 企画調整課長。

○企画調整課長（須藤清一君） 透明性の確保でございますが、入札の指名業者間の談合防止のため、現場説明を行うのに同時に業者を集めるのではなくて、業者ごとに時間を指定して実施しております。また、工事関係図書の配布については、電子媒体により容易かつ短時間で配布できるような工夫もしているところでございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。

○1 番（鈴木勝久君） 続きまして、これは村民になじまないというか、わからないと思

うので、説明しながらお伺いしたいんですけれども、条件付一般競争入札とは例えほどのようなとき有効なのか、また、その条件付一般競争入札とはどういうものか。また、本村におかれましてはそれを実施されているのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 企画調整課長。

○企画調整課長（須藤清一君） 条件付一般競争入札でございますが、条件付一般競争入札については、地域要件の条件を付した一般競争入札の事例が多いが、施設整備後のメンテナンス等の必要性があるもの、さらには地域特性があり、地元業者でないといけない事業なども行われております。本村では、一般競争入札自体は行っておりませんので、条件付一般競争入札も実施はしておりません。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 随意契約とはどのような条件のもとにされているか、お答えください。

○議長（鈴木宏始君） 企画調整課長。

○企画調整課長（須藤清一君） 随意契約でございますが、随意契約については、特定の事業者を指定して契約を締結する方式でございます。随意契約によることができる場合というのは、地方自治法施行令第167条の2の1項から示されております。それで、実際の手続等については2社以上を指名するとか、その辺については財務規則等に基づいて事務を執行するというようになっておりますので、見積もりについてもすべて指名競争入札と同じ手続をとるようになりますので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 続きまして、財政のあり方でございますが、これは平成17年度からの取り組みを質問するよりは新しい部分で、これは出し入れの部分でありますから非常に重要であります。ここは改めて別な方法で、別な角度で質問したいと思っておりますので、飛ばさせていただきます。

続きまして、昨年8月から施行されました第五次行政改革大綱でございます。平成23年8月1日作成ということでございますが、これは基本理念について、まずお伺いいたします。よろしくお願いたします。

○議長（鈴木宏始君） 企画調整課長。

○企画調整課長（須藤清一君） 第五次行政改革については、23年8月1日作成ということで既に作成されております。第五次行政改革大綱では、不透明な経済状況のもと、安定的な財源の確保が危ぶまれ、行政サービスや公共事業も縮小せざるを得ない状況が予想される中、行政改革の基本理念を住民との信頼構築としております。これまで以上の財政的苦境が予想される中で、行政と住民との協働が必要であり、そのための信頼構築がより重要となることでございますので、その辺を基本理念として進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

- 1番（鈴木勝久君） それでは、それはどのような視点に立って改革をしていくのか、その辺をお伺いいたします。
- 議長（鈴木宏始君） 企画調整課長。
- 企画調整課長（須藤清一君） 第五次行革の視点でございますが、行革の評価を4つの視点から進めたいと考えております。第五次行革の新たに取り組む項目としては、行政改革の実現、それから住民との信頼関係の構築、住民ニーズの把握と情報の共有化、施策立案と人材育成、それから行政評価と財政運営、この5項目でございます。第四次行革の中でも検討されてきたものでございますが、とりわけ第五次行革の中では大幅な進捗を期待するというものでございますので、この5つを掲げて進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。
- 議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。
- 1番（鈴木勝久君） ありがとうございます。このように行政側も村民のほうを向いて、いかに村民のニーズをとらえサービスを実行していくか、今聞いているだけで大変真摯に村民を思い、頑張っている姿が見受けられます。今問題を指摘したことを各個人が胸に秘めて村民のため邁進していただきたい、心から願っております。また、議会もチェック機関の一つとして、常に行政がしっかり村民のために頑張っているか、そういうところもチェックしながら、私たちも村民のニーズ、サービスにこたえるように努力していきたいと思っております。
- 続きまして、2番目に移らせていただきます。除染についてでございますが、原発事故が起きて今まで1年3か月たっております。その間、公共施設等、学校、公園等々の除染をしていただき、学校は今、西郷村の中で一番線量が低い状態で、安定とは言いませんが、そういう状態で子どもたちを持つ父兄からしますれば、まず学校は安心かなということ少し安堵しているところでございますが、除染の12月以降、1月から、今年に入ってから進捗状況について、まずお伺いいたします。
- 議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。
- 環境保全課長（藤田雄二君） お答えします。
- 質問の除染の進捗状況、いつから家庭の除染を行うのかということにつきましては、村内に仮置き場の建設が完了、もしくは並行して仮置き場の予定地にご理解がいただければ、線量の高い地区から一般家庭も速やかに除染作業を行っていきたくと考えておりますので、ご理解願います。
- 議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。
- 1番（鈴木勝久君） 今、家庭の除染ということでありましたが、これは3月議会でも質問しましたが、どのぐらいを目標に除染するかということが1つ心配でなりません。子どもたちに影響のない数字というのはどのぐらいだとお考えでしょうか。
- 議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。
- 環境保全課長（藤田雄二君） お答えします。
- 子どもたちが安全ということでございますが、年間1ミリシーベルト未満ですね、これが安全ということでございますので、時間当たりについては0.23マイクロシ

ーベルトというふうには認識しております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。

○1 番（鈴木勝久君） 国の指針なんですよね、それ。それは外部被ばくを言っているのか、それとも内部被ばくを含めてなんでしょうか、お答えください。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） お答えします。

外部被ばくでございます。

○議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。

○1 番（鈴木勝久君） それではですね、その内部被ばく、今非常に、金曜日ですね、別の議員からも質問あって、内部被ばくですね、肥後舜太郎先生の冊子もいただきました。私もあの本も読みました。それで、大事というか一番危ないのは、外部被ばく以上に内部被ばくが怖いというのが今は通例になっていると思うんですけども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） お答えします。

なるべく被ばくを受けないように注意をする、ただそれだけだと思うんですが、あとは食品については国の基準を守ると。できるだけ摂取をしない、できるだけ被ばくをしない、これだけだと思います。ただ言えるのはそれ1点でございます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。

○1 番（鈴木勝久君） 私たち、行政というか、議員も次の世代の子どもには責任があると思います。村長も常々村民の命を守るとおっしゃっております。内部被ばくが非常に怖いというのをご認識なさっていないように思いますけれども、再度ご質問しますけれども、内部被ばくはなぜ危ないのかご存じでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） お答えします。

内部被ばくはなぜ怖いのかということでございますが、専門家でないのでよくわかりませんが、資料によりますとDNA、前に1 2 番上田議員のほうから、ガンマ線、アルファ線、これは人体を通り抜けます。さらには体の中に残ります。ですから、そういったリスクが被ばく年齢が1 0 歳未満だと、成人に比べて2 倍から3 倍のリスクになるということでございますので、これらを注意して早目に除染をして、仮置き場をつくって除染をしないとこれらの問題が解決できないと思っておりますので、議員の皆様のご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。

○1 番（鈴木勝久君） 国が指し示している1 0 0 ベクレル、これは安全な基準なんではないか。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） お答えします。

国が示しているんですから安全だとは思いますが、それにはやはり注意が必要、この20年後、30年後にはどういうものが出てくるかわかりませんので、これらはやはり基準は基準でなるべく被ばくを受けない、内部被ばくを受けない、これが重要だと思っております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 先ほど行政改革大綱の中でも、情報の共有とかありました。内部被ばくに関しては、一般の村民がそれほどわからないと思うんですよ。一般の村民に内部被ばくの恐怖というか、怖さについて行政側のほうから広報なり伝えているのでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） この放射線に関する広報関係でございますが、昨年度、何回か広報していると思います。さらには7月号で土壌関係の仮置き場の重要性とか、なぜ仮置き場が必要なのか、そういった広報を7月で予定しておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 情報を流すのに一番正確に皆様に渡るのは、私は紙が一番正確に伝わるとは思うんですけれども、子どもを持つ保護者の方々にはそういう情報を今までどのくらい流していたか。あと、私も西郷で結構講演会等々で藤村先生等々の講演を聞いております。大変有意義ですけれども、集まってくるのが幼稚園でやったやつが一番ためになったんですけれども、そのとき60名ぐらいだったんですよ。ですから、子を持つ親にもっと広報活動を積極的にやっていただき、本当に正しく怖がっていただきたい、それは常々教育長もおっしゃっていらっしゃいますけれども、それを徹底してもらいたいなと思っております。

次にまいりたいと思います。仮置き場の状況の問題なんですけれども、ここは室井議員が1時間半を使って言っていたので、私はここで本当に住民の理解を得て早急に仮置き場と、またいろんな方法もあると思うんですけれども、それプラス別ないろんな方法を検討して、早急に除染についてはやっていただきたいなと思っております。

続きまして、4月上旬に塩化カリウム、けい酸カリウムともおっしゃったそうなんですけれども、農家に配っていらっしゃいました。農家に配って、農家の人がおれ三日かかったとか四日やったという話をよく聞きます。これも室井議員が別ところで話していたことなんですけれども、私も同感だと思いました。この農家の方々が大変な時間と費用と、費用というか労力を費やしておりました。これに対しまして、その報酬等を支払っていただけないのか、また、東電とか国に対して請求できないのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 農政課長。

○農政課長（金田勝義君） お答えいたします。

村で行いましたカリウムの資材の散布に対する人件費について、補償等はないのかというおたがしでございすが、村では今年4月に平成24年度西郷村産の水稲から放射性セシウムが検出されないことを目的とし、東日本大震災農業生産交付金事業というものを活用して、村の全水田を対象にカリウム資材の無償配布を実施いたしました。配布対象の水田は989ヘクタール、配布数量は1万1,510袋となり、今年田植え前にはほとんどの圃場で散布がなされました。通常の作付では実施されない作業でございすので、協力をしていただいた村のすべての水稲農家の皆様に感謝を申し上げるところでございす。それで、作業に当たりまして、トラクターの燃料費ですとか人件費等、農家の負担も大きい事業でございしましたが、このような人件費等につきましては、事業に附帯する経費については、先ほど説明いたしました東日本大震災農業生産交付金という事業の中では対象外になっております。ただし、東京電力の賠償基準のほうでは、営業損害における追加的費用について賠償の対象としておりまして、本案件につきましては追加的費用と解釈できることから、賠償請求の対象となり得ると考えております。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 続きまして、これは3月の一般質問で言ったんですけども、学校給食の安心は担保できるが、学校給食の安全は今機械で徹底的に測って放射能がないものを子どもたちに食べさせているということをお伺いしております。しかし、まだまだ父兄のほうでは安心しているという部分がまだ担保されていない、そうお聞きしております。学校給食の安心を担保するために、行政というか、これは教育委員会のほうですか、教育委員会のほうではどのような政策というか活動を行っておるのでしょうか、質問いたします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

学校給食にかかわる食材の放射能検査の状況についてのおたがしでございす。給食用食材につきましては、給食として使用する食材、これを2日前から、また、2日あるいは4日前から事前検査を行ってまいりました。そして、検出限界値以下の食材だけを使用してまいりました。昨年後半にはいわゆるまるごと1食分、これを食後に検査する体制を行ってまいりました。食材検査とあわせてまるごと1食。それで、本年4月に入りまして、今度は丸ごと1食を食前に検査をし、検査結果を得て給食に供するというところを行ってまいりました。幸いにいずれも検出限界値以下であります。今後につきましては、このような方法を徹底しまして学校給食の安全に努めていききたいというふうにお伺いしておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） ありがとうございます。先ほど内部被ばくの問題もありましたので、なお一層ご努力されて、子どもたちの健康に留意されて実行してください。

続きまして、今、先々週ですけれども、NHKの特集番組で河川の放射能濃度が大変高いという話がテレビで放映されておりましたが、そのとき郡山あたりで20万ベクレル以上の放射能が検知されたと言われておりました。我が村において堀川ダム、阿武隈川、真名子川、今回あれです黒川等々がございますが、そういうところの放射能検査はなさっているのでしょうか、お答えください。

○環境保全課長（藤田雄二君） お答えします。

村内には主要河川、一級河川7河川がございますが、これらの水に関しては不検出でございます。河川の底の土の検査ですが、県のほうでは1か所だけ、阿武隈川羽太橋付近で検査をしました結果、放射性ヨウ素、放射性セシウムともに不検出となっております。さらには黒川について先週検査をいたしました結果ですが、水については不検出でございます。砂につきましては、117ベクレルから146ベクレルが検出されております。これはセシウム134と137でございます。ですから、問題の堆積されたものについては、堰の底にたまっているものと思っておりますので、これらを早急に検査をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 時間ですので。除染につきましては、本当に村民の方も私自身もスローペースで、子を持つ親としましては本当に心配にしようがありません。ぜひともですね、スピードをアップさせて少しでも少なく住みよい環境、年間1ミリシーベルトと言わず、村の基準をつくって本当に安心できる状態に村を一日も早く除染していただきたいと思ひます。

以上をもちまして私の質問を終わりたいと思ひます。どうもありがとうございました。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君の一般質問は終わりました。

この際、議長より申し上げます。

先ほど15番佐藤富男君の一般質問において、執行部より調査後に報告するとのことでありましたが、ここで発言を求められておりますので、これを許します。住民生活課長。

○住民生活課長（保坂文夫君） 15番佐藤富男議員よりご質問のありました福島県の避難者総数についてお答えをいたします。

福島県の避難者総数につきましては、16万4,112人でございます。内訳としまして、県外への避難者総数6万2,084人、それから県内応急仮設住宅等の入居避難者数10万2,028人でございます。それで、先ほどの総数16万4,112人となります。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 続いて、環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） 佐藤議員のご質問にありました山下教授の発言についてご説明申し上げます。

3月21日、場所は福島テルサ、福島県放射線健康リスク管理アドバイザーによる

講演会の中での発言、100ミリシーベルトの件でございますが、後日、3月22日、福島県のホームページ更新によりますと、訂正文として質疑応答の「100マイクロシーベルト/アワーを超さなければ健康に影響を及ぼさない」旨の発言は、「10マイクロシーベルト/アワーを超さなければ」の誤りであり、訂正しおわびを申し上げます。ご迷惑をおかけし、まことに申しわけありませんというコメントがこの福島県のホームページに載っております。

以上でございます。（不規則発言あり）

○環境保全課長（藤田雄二君） 100マイクロシーベルトという質疑応答の中で答えたそうなのですが、後日、10マイクロシーベルト/アワーということで誤りを訂正しております。（不規則発言あり）そうです。10マイクロです。この福島県のホームページから引用しまして、正式な先生の中には100ミリとなっておりますが、質疑応答の中では100マイクロということで答えておることを10マイクロに訂正しております。（不規則発言あり）いや、この講演の中では100マイクロシーベルト/アワーでございます。ですから、こちらの100マイクロシーベルトのほうが正しいかと思われまます。（不規則発言あり）時間当たり100マイクロシーベルトとなっております。（不規則発言あり）その45ページについては、年間の被ばく量だと思っておりますが、この福島テルサの講演会の中での発言については、100マイクロシーベルトでございます。それを10マイクロに訂正しております。（不規則発言あり）1日当たり240マイクロシーベルト、その365倍になりますね、単純に全部表に出た場合に。ちょっと今計算してみます。失礼します。

○議長（鈴木宏始君） 一般質問を続行いたします。

続いて、通告第11、14番後藤功君の一般質問を許します。

◇ 14番 後藤 功君

1. 村長の村政執行を問う（農政）

○ 14番（後藤 功君） 14番。先ほど1番議員が教育長に質問したことなんですが、ちょっと聞き逃さないことがございまして。といいますのは、今年の何月だったか、地域振興審議会の中で、私が委員でございまして、その席で菊池千代子教育委員長に私は聞いたんですよ。学校給食で、地産地消ということで地元の食材を使っているのかと。その答で、菊池さんが、今疑わしきはね、そういうものは使わないようにしているんだと。要するに、裁判なんかでは疑わしきは罰せずというそういうことがありまして、それに倣ってこの食材においても測って、今盛んにいろいろ家庭の食材等も検査しておりますが、その学校給食の現場で、しかしながら、いろいろ見方によって保護者あるいは我々もいろんな心配をしている。そういった中でどうなんだと。その答として、今学校現場ではそういう疑わしきものはやはり使ってございませんと、そういう答だったんですよ。ところが、教育長は今使っているような話なんです。その辺、一体教育委員長の見解と教育長のお話の食い違い、一体その学校現場の給食の実態はどうなんだかということ、現在の。まず、それをお話ししてください。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 後藤議員のご質問にお答えいたします。

地域振興審議会ですか、その場での委員長のご発言ということですが、委員長がおっしゃっていることと私が申し上げたことは、言っている中身は同じ、教育委員会の中でのことですので、同じというふうに思っております。どういうことかといいますと、安心な食材を使いますのでご理解いただきたいという趣旨で申されたというふうに思っています。その安心の中身につきまして、言葉はちょっと疑わしきとかという言葉で話されたようではありますが、放射能はご存じのとおり、唯一、なかなか難しいんですが、測れるというそこは持っているもので、その測るということ徹底をさせていただきまして、村にも検査機器を導入していただいた。そして今、恐らく村の中では一番検査体制が整っている村だというふうに思っています。

そういう中にありまして、西郷の給食は、いわゆる西郷マクロビ給食という給食を実施してございまして、幾つかの米を中心にと健康にいい和食をと、それから地産地消の考えを入れてとか、さらにはかみかみ給食という西郷独特の献立を入れさせていただいたりなど、特色ある給食を続けてきています。そういう中にありまして、測るということ徹底して取り組みたいということで、これも測ることを導入するに当たりまして、納入して下さる方々のご理解を十分に得た上で限界値以下であれば使いますが、それを超えた際には使わない。それは地産地消のものであれ、そこからのものであれ、すべて測ってNDであるものを使いますということで教育委員会の中を統一してございまして、同じお考えでより安全なものを使うんですよ、使いたいですよという気持ちを言われたと思います。（不規則発言あり）はい、そうです。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○ 14番（後藤 功君） ただいま教育長ね、使っているんだと。そうすると、教育委員

長の私に言われた言葉は、要するにうそだったということだね。私になぜこういう問題を出すかという、父兄の皆さんね、保護者、私どももそうなんです、どうも行政の中において生産者の立場をおもんばかって、そういった生産者あるいはそういう流通業者なり、そういう人の要するに生活権とか商売上生計を立てていく上のそういうことを第一義に考えて、子どもたちの健康、安全、生命に対するそれが二の次になっているんじゃないかと、これなんです。この西郷村の行政において、教育長、いつもそういうことを言われますね。先ほどの一般質問の中でも国の指針が年間20シーベルトだと。その時点で20マイクロシーベルト、（不規則発言あり）20ミリね。その中で、結局私どもは国の指針のそういう測定をやってきて、私、その当時に何回も言いましたね。こんなもの信じてやっていたらとんでもないことになるぞと。

だから、西郷の行政というのは、一事が万事そういう、国がどうだから、県がどうだからというそういうことで、それに従った行政しかやれないのかと。今測っているから安全だと。しかしながら、見方を変えればいろんな心配をなさっている方がいっぱいいるんですよ。しかし、学校現場においては、これは生徒の皆さん勝手にね、もうそんな心配してられない、もう食うものがないんだとか。よくよく神経質に心配なさっている方は弁当を持ってきているらしいけれども。しかしね、肝心の行政をつかさどる最高の責任者がですよ、そんないいかげんと言ったら、それは今言ったとおりに測ってやっているからと言うけれども、この放射能災害においては、やはり安全、安全、そういうことをひたすら言ったって、これ本当に言い過ぎじゃないんですよ。そのぐらい徹底した思想のもとに行政をやってもらわないと困るんだよね。あなたがいつも言っていることは、国の指針がこうだからと、全然みずからの子どもたちに対する安全の指導、そういうことをいつも言っていないね。村長も同じようなことを言ってる。それで、問題にしたいのは、教育委員長がそう言っている。教育長はそうだと。完全に違いますよ、これ。教育委員長を参考人で呼んでいただいて、けじめつけなきゃならないけれどもね、これ、議長。もう今の段階でどうしようもないけれども。こういうことでは、やはり我々は議会のね、住民の代表としていろいろ相談にあずかっている身として、また、みずからのそういう考えのもとで、これはおかしいんじゃないかと。これをここで言った、言わないの水かけ論をやっても始まらないですけれどもね。この鈴木勝久議員の質問のやりとりを見て、私は非常におかしいと、そういったことで今取り上げたわけです。

質問の本題に入りますが、先ほど佐藤富男議員がいろいろ消費税、あるいはもろもろのことに對して質問しておられましたが、今日の日本の最重要課題は何であるかと。いろいろこれは順位づけというのはなかなか難しいことではありますが、私はやはりこの福島県にあっては放射能汚染、原発問題、それからいろんな被害を受けて、これを第一義に我々は考えるのが当然でございます。それから、国にあって、じゃ今の中央政界、中央の政治状況はどうだと。大変な茶番劇というか、本当に出来レース以外の何物でもないですね。私はもう当初からそう思っていました。それで、その消費税論議にしても、要するに自民、公明、民主の3党合意なるもの、この内容を見ればもう

明らかに最初からもう結論は決まっているんですよ。それで国民を欺いて、そして消費税一直線。野田首相のやることは、まず、我々福島県民、原発災害、それから東日本災害のこの問題をとにかく解決することに注力をしないとならないのは当然なんですよ。ところが、財務省主導の消費税だけで狂ったようにもうそれをやるんだと。我々福島県民の放射能災害なんていうのは全く考慮していない。憤りを感じております。その中にその野田首相を担いでいる民主党議員、小沢系を別としても。私は小沢さんは至極真っ当な筋を通していると思いますよ。というのは、やはり国民に選挙のとき約束したこと、消費税は上げません、その前にやるべきことをやるんだと。行政改革しかり、歳出削減ね、議員定数削減、一票の格差是正、あらゆる問題をやらないでしょう。そして何を言うかと思ったら、棚上げ、こんな茶番劇を見せつけられているわけですよ。そういう政治の現状からして、全く我々は地方議会としても憤りを禁じ得ません。こういうペテン師の連中が今の日本を牛耳ってやっておるわけですよ。

その中であって、この西郷村政どうであるかと。先ほども議員から言われたように、佐藤村政は何やっているんだと。ここに民友新聞ですか、言っておられますね。消費税、村長は賛成であると。県内の市町村の意見というのは3分割されたと。賛成反対が半々、あるいは三角印ね。村長に言いたいのは、佐藤正博村長は少なくともこの福島県の町村を束ねる町村会長なんです。そこにあってはね、この消費税の是非のそういう見解というのはもっと慎重にあってほしいと。そうでしょう。あなたの言われることは、これは何のかんのかんと言ってもやっぱり影響力大ですよ。その方が、特に相当慎重に考えたとは私は思えませんが、しかしながら、いとも簡単に消費税賛成だと。どういう根拠を持って今回のこの消費税に賛成なんだと、まずそれを。先ほどもいろいろ言っておられました。もっと深堀りした議論をお願いしよう。ちょっと教えてください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 14番後藤議員の一般質問にお答えします。

通告と違うので、どういうふうにするかと思って今、（不規則発言あり）出たからいいですね、はい、わかりました。今回のアンケートは、各市町村個人のという、町村ごとに個別に聞いたので、町村会長としての意見ではありません。それで、どう考えたのかというお話でございますので、先ほどちょっとさわりを申し上げました。あのアンケートの中は細かいです。どういった理由で何パーセントで何に使うんですかとか、そういうことも書いてありました。私が一番気にしていることは、今の国家財政の借金、1人当たりの比率、もうギリシャの2倍、3倍ですね。きのうNHKの国会討論会といいますか、江田けんじさんが言っていましたね、きのう。景気にどう悪い影響あるか。ずっと聞いていました、各党のを。でも、これは一番の根底にありますものは、現在の国家の財政の中の借金、だれが払うんだと。

これまでずっと政権与党は、先ほど20年、30年前、それから今行革の中で小泉政権のことも出てきましたね。あの段階でもうすべてやっぱり財政再建して、子どもたちの負担を減らさなければならぬだろうと、まず根底にある。今のままでいきます

と、やっぱり少子高齢化というふうになりますと歳入が減ってきます。同時に、歳出がもう団塊の世代が増えていきますので、自動的に社会保障費に食われてしまう。要するにそのほかの、国家の明るい未来とか何かさっき出ましたですね。子どもたちの将来の行方はどこに行くんだろうといった場合は、やっぱり日本がこれからも成長して世界の技術を引っ張る、そういったことで世界を引っ張る力がなければ、やっぱりずっと疲弊してしまうだろうと。とりもなおさず今は10人とか何かで背負っていますね。それが2050年になりますと、1.何人对1人になってしまって、これは子どもはもう背負えんだろうと、今の社会保障費は。そうしたときに、もうそれは既にわかっている。今の若い子の世代と今の60代の世代、討論会が何回も新聞に出ましたですね。もう60の今の例えば年の大きい人、今までこれだけの借金まみれになってしまって、私たちの時代にどうやって引き継ぐんですかと、何とかしてもらいたいということが大々的に書いてあります。もちろんこれは議員が言っているところと同じです。しかし、いつかはそれは切りかえていくんだという話を、今までずっとこれまで聞かれてきました。

今回ずっと話を聞いてみますと、やっぱり今の部分については各党共通しています。問題は、ではいつまで景気を阻害せず、景気が好転するまで待てるのかどうかという議論にどうも行くらしい。そのときに、形をそういうふうにつくろうではないか、あるいは景気はもちろん、牽引するそれだけの技術立国の科学技術研究費とか、なぜ2番目はだめなんですかという話もありましたが、一番でなければだめだという議論が今まで強い。そういった研究開発費といったものも投入することができなくなってしまおうと。要するに社会保障費、高齢化社会とかそういったほうに本当に食われてしまってますね。この問題を解決しようと、ずっと今までの政権与党やってきました。しかし、なかなかできなかつたうらみがある。もちろん景気が悪いときもありましたですね、今これをやると足を引っ張ってしまって。いつ日本の国債の格付が下がるのかどうか、スタンダード&プアーズの問題、そういったものが今の格付、今までジャパン・アズ・ナンバーワンで、やっぱり一番は1,400兆円でしたか、相当国民はお金を持っているので大丈夫じゃないかとか、いろいろそういう議論がありましたが、今ややっぱりこの格付が下がった段階で相当目減りをしております。

高齢者は自分で守れないところも出てきた。ましてや今若年性の雇用の問題、ワーキングプアも出てきましたですね。ましてやリーマンの問題がある。そういったことをいろいろ考えてきますと、やっぱり何か仕掛けを改めて、もちろん経済の回復をしながら、同時に今まで出てきますように、行政改革を3つ同時に今進めなければだめだということがもう今まで、議員も読んでいるでしょう、本。いろんな本でもう言われております。（不規則発言あり）以前だということ。そういうことで今回、やっぱりそういった研究開発費にも、あるいは景気を阻害しないように、あるいは逆進性がある。今ある本では、高齢の皆さんも消費税を払いますとやっぱり今後の財政再建に寄与できるのではないか。そういったことと逆進性ということと、それから低所得者世帯に難しい問題を生じるので、これの手当てということを同時に言っております。

こういったことをやろうということが意図が見えましたので、それはそれだという判断をしたわけでありませう。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 村長の答弁はな、財務省の優等生の、全くこれあれだな、財務次官の勝栄二郎が聞いたらもろ手を挙げて、予算をうんと西郷村につけるんじゃないか、これ。そのぐらい財務省的な考えだ。それはそれで一つの見方は確かに私もできると。しかしながら、その中であってね、それは財務省が考えるシナリオなんですよ。我が党の江田幹事長が言っていることは、いずれ消費増税は上げなきゃならないだろう、私もそれは思います。未来永劫この5%でいくはずがないと。やがて日本の総人口は8,000万人ぐらいになっちゃうと。そういったことにおいて社会保障をどうすると。しかしながら、また一方で経済学者、あるいは我が党の政策においては、今は上げるときじゃないと。景気浮揚して、それからまず第一に行革をやったり、歳出削減、今の社会保障政策だってもう湯水のごとく出しているところは出しているんですよ。ザルですね。それを締めないでただ増税。例えば医療費だってもう医者に行けばね、顔にしわ寄せるほど老人に薬を出しているわけですよ。毎年1兆円医療費だけで増えていくと。こういうことも手つかずにして増税だと、これは一体何事だと。

それから、もろもろあるわけですよ、その歳出面において、社会保障費。そういうことは全然今の内閣、自民党、公明党、3党は全然やらないですね。私は思うとるけれども、村長ね、何で消費増税賛成だと。民主党もそうだけれども、公明党におもんばかってそういう見解を出しているのかと、ある意味で。そうじゃないと言うかもしれないけれども。そういう政治というのは、どの党におもんばかってとか、そういうことはだめです。より本質的なね、どこに問題があるという議論でやってもらわないと、今の野田がやっていることは結局そういうことでしょう。一つの政局にして、小沢一郎を追い出せと、それが条件だと、そういうことでやっているんですよ。そういう道具に我々は使われて、結果的に増税のね、もうこれが法案通れば、何年何月からはもう確実にこれは増税されるわけですから。そうすると、損得で言えば年間20万円、30万円負担するわけですよ。野田総理たった1人のその行為によって、1億2,000万人の人間は懐から金をむしり取られるんですよ。それを国民の皆さんはわかってないの。今までだったら労働組合、革新勢力、いろんな団体がのぼり旗立ててデモをやったりやったんですよ。今はね、連合の会長が上げるでしょう。いや、世の中変わりましたね。もう要するに反動的なことに対して積極的に加担しているんだから。

それからマスコミもそう。どんどんみんな消費増税やれ、小沢を切れ、これはもう大政翼賛会、戦争中のマスコミが戦争やれ、戦争やれ、そういうのと全く今その風潮は同じですよ。本当に冷静に考えたら恐ろしいことです。そういう一体となって一つの悪者、例えば小沢一郎を悪者に仕立て上げて、そしてこぞってやっている。マスコミは、じゃ何で書かないかと。その裏を探れば財務省が国税局を動かして、じゃお前の会社の財務を全部洗いざらい査察すると言ったら、それでもうひるんで、しゅんと

なっちゃってやっているでしょう、これ。私いろんなアングラの新聞だのいろんな読んでいますけれども、本当にこの日本のそのね、ひどいものですよ。ですから、国民はみんなだまされているんです。心ある村民の皆さん、それから全国の皆さん方、この一地方、西郷村の私が言っていることが果たしてどうなんだと、一回皆さんよく聞いてください。全国に言っておきますよ。野田佳彦にだまされるなど。あんな松下政経塾の船橋の駅前で演説ぶったぐらいのあれでふざけるんじゃないと。とんでもない、松下幸之助は本当は理想は違うんですよ。本当は庶民のためにね、いかに役に立つ政治家を育てるということでしょう。何だ、今は。財界と一緒にあってね、強い者の味方をしている総理大臣をやっているんです、これ。即刻、松下政経塾なんぞ廃止しろと私は言いたい。松下幸之助翁のその理想とかけ離れたことが今行われる。民主党のあの松下政経塾の事業は何ですか、あれ。チンピラみたいな、これ、こんなこと言うとおしかりを受けるけれども。しかしながら、あんな苦勞もしないでね、とんでもない話ですよ。

私は、あえてこの場で言っておきます。それで、いろいろこの消費税については、私は本来はね、村長にこういうことは真っ先に反対だと言ってほしかった。肝心の、なぜならばこの福島県の被災の自治体でしょう。その自治体の長が消費増税に賛成だなんて言ったら、これはもう説明つかないんですよ、全国の皆さんに。やっぱり被災の浜通り、相双のあの首長さんは、みんなとんでもないと反対しているでしょう。西郷村の首長である村長はもう少し、自分たちは被災の本当に被害をこうむっている自治体であるから、今増税をされてはますます経済が疲弊してしまうと、そういう立場で発信しなきゃならないんですよ。これを政府に迎合するようなことをやっちゃっては、大したことはないんだなと言われても仕方がない。この議論はこの辺でおさめておきますが。

それから、いろいろ政治の課題あります。私は年4回のこの定例会においていろいろお話ししてきましたが、質問は今回、農政の問題ということで出しておきました。村長は、後藤がこの農政について質問するという事は、もうおおよそ察しはついていると思うんです。といいますのは、3月議会でも私はいろいろ質問しました。それで、これは農政の要するに根幹に触れる問題なんですよ。過日、私がこの農政について大変不信を抱いている、村民の農業者の皆さんの私は窓口になって、お連れして村長に面会しましたね。そしていろいろ話を聞いてもらって訴えておられた。それはわかるでしょう。その中であって、村長もいろいろね、とんでもないという同情のそういう意を示しておられたんですが、しかしながら、そうであっても実際の西郷村の農政の現場にあってはそういうことがなされていないんですよ。私は、何も事実のないことを殊さら針小棒大に取り上げて言っているわけではない。これはむしろ控え目ながらも、しかしながら、何か今笑われたけれどもね、控え目なんですよ。村民の、住民の代表としてそういういろいろのご相談を受ければね、そして私の価値観に照らし合わせてやはりこれは間違っていると、そういう判断に立てばいつでも、私はこれ、ダンプ1台の土を動かしてくれという話じゃないから、口で言う仕事だからね、もう

どんどんそれは代弁してあげますよ。そして、自分自身もそういうことを感じておりますから。

具体的に申し上げますが、西郷村に在住のある認定農業者の人が、甚だ遺憾というか、要するに村が認定した、あるいはこれ農業委員の方でもあるんですが、村長ご存じですね、皆さんわからないからしゃべっているけれども。そういう立場の人間がですよ、村の認定農業者であるというそういう要件、それは私は農政課長にいろいろ聞いて要件は満たしていると言いますけれども、しかし行政はね、要件を満たしていればその人間のいろいろ人に迷惑をかけたり、法律にすれすれ触れるような、あるいは人の土地を侵害するとか、いろんなそういうこの者の、たとえ認定農業者の申請する段階にあってそういうことが一つの要件の条項にはないですよ、それは。しかし、それがあるからといって、じゃ後は全然構わないのかということですよ。これが問題なんですよ。そういういいも悪いも村の為政者、村長が全然そういう判断ができなかったら、これ大変なことなんです。世の中もう全部まとまらない。

この議会の議員の中でも、この間、村長に直訴した人がやはり議員の個人のお宅に伺って、そしてこういうことなんですから議会でどうか本当に頼むと、問題にしてくれと、そういうことを私だけじゃなく言って歩いたそうです。そのぐらいやはり村の農業の現場、それらはその1人の人間によってかき回されていると。そして、同僚議員の人も農業をやっている。いや、あれには困っちゃった、私らも真つ当なそういう信頼関係のもとでいろいろ農地を借りて、それでやっているけれども、1人の人間のそういう全く常識を逸した行動によって我々の信用が失墜して、本当に今言われて困っているんだと。今度は我々も黙ってられないから、村長に言わなきゃならないと、こういう実態なんですよ。それで、村長はその内容をわかっていると思う。そういうね、私のこういうことに対してどういう見解をお持ちなのか、まず、農政課長、尋ねます。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより3時50分まで休憩いたします。

（午後3時29分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後3時49分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

14番後藤功君の一般質問に対する答弁を求めます。村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 3月議会から、この一連のことに対してどのような見解を持っているのかというお話でございます。人が人のことを本当に困ったものだとか、やっぱり問題を起こすことについては、まことに私も困ったものだという感じがします。基本的に今の認定農業とか、ああいうものにつきましては、やっぱり今言われたような事態は生じないという前提で事は考えられていますね。問題は、やっぱり日本の農業あるいは経営規模の拡大、今までの農地流動化の問題が新しい事業に変わって、農業

経営基盤強化促進法に基づく事業というふうになっています。基本的にはやっぱり篤農家といいますかね、一生懸命やる方々の思いを達成すべく、そういった法律で事業も、あるいは認定農業者も出てまいりました。しかし、それより以前にこの貸し借りになります。民法の貸し借りの部分があります。そして、本当に不法行為でなければ民法の問題というのはなかなか出てきませんが、後の問題として今の農業の規模を拡大する手当てとしてこの問題があるわけでありますので、そういった問題については、やっぱりその趣旨に沿ってやっていきたいというふうに思っておりますが、そういった議員が申されるような事態ということにつきましては、そもそもないものとして進んでおりますので、今回大きくしてまことに残念だといいますか、そういった感じを持っているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 14番。村長ね、具体的に法律行為、何に違反しているからというそういうものがないと、これはこういうふうだと、そういう断罪をするというのはなかなか難しいというのも、私もそれは重々わかります。要するに私が言っているのは、そういうことであってもね、ごく一般論として人に迷惑をかけたとか、それからいろんな農業のそういう周りの人に迷惑、あるいは土地の侵害、明らかにこれはね、要するに土地の侵害なんていったら、これはもう窃盗罪に等しいということでしょう。そういうものを、何度も言うようだけれども、なぜ放置しておくのかということですよ。これ農業委員会もこの紛争機関で、農業委員会に申し立てたという過去からも、お話を聞くとそういう経緯があるんですよ。ところが、農業委員会自身も何か要するに役所仕事なんだ、もう全般的なことなんだけれども、本当に真剣にそういうことを取り上げてもらえないというのが訴えている人たちの本音のあれなんですよ、お話しなのはね。私はそれを聞いてとんでもないことだと。そういうことを放置しておいたら、ますますそういうよこしまな輩がのさばっちゃって、ひいては結果的にこの西郷村の農業そのものの基盤が確実に崩壊しちゃうと。

と申しますのは、要するにこれ農業、例えば利用権設定に当たって賃借関係、貸し借り、この農業政策上、大規模のそういう集約して意欲ある農家が一生懸命やるんだと。それに対して国はいろんな手厚い保護政策をとっているわけでしょう、補助金やら何やら。それをそのとおりにやっていくまじめな農家ならいいですよ。しかしながら、それを逆手にとって、農業そのものに大した情熱もない。しかしながら、その補助金というそういう非常に魅力的なことがぶら下がっている。そこに目をつけて、いや、これを借りまくったら補助金は大変な額だと。イヒヒ、ウシシというか、そういう人も出るわけですよ、人間社会というのは。それを私は言うんだ。本当にきちっと農業をやりたいのであれば、そしてまじめにいいものを生産ブースを使って消費者に届けるとか、そういう真っ当な農業者ならともかく、その補助金を目的化しているような人を一緒にたに認定農業者だなんてさもやって、そして後、何をやってもやりほうだい。これをほうっておくのかということですよ。

それで、この方は今裁判提訴というか、結局ね、西郷村、村長はわかるわな、利用

権を設定して貸したほう、貸した人をこの借りた人が訴えているわけです。調停を申している。普通はまともなきちつとした人は、そんなことやらないんだよな。やはり一生懸命信頼関係でやっているわけでしょう。どうか貸してください、一生懸命やりますからと。そして、その利用権設定に当たっても、きちつと圃場をきれいにして、なおかつ法令を守って、この農地法18条の何項だかにはね、その周りの人間できちつとやらなきゃだめだというあれがあるんですよ。それに完全に違反しているね、これ。ちょっとその点、農政課長、確認します。どういうことなのか説明してください。あるわけでしょう。村長、そこまで調べてみれば。頭が悪いからおれも整理つかないんだよ。

○議長（鈴木宏始君） 農政課長。

○農政課長（金田勝義君） お答えいたします。

議員の今質問にありました認定農業者の方で、農地法の18条に違反しているのではないかというご質問ですが、農地法18条を見ますと、「賃貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、又は賃貸借の更新をしない旨の通知をしてはならない」、すみません、18条の何項でしょうか。（不規則発言あり）第2項の4ですか。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） そういうことが出ているんだよね。ちょっとあれしますけれども。要するにそういう認定農業者、周りの要するにきちつとね、そういう農業をやりなさいということです、そういうあつれきなくね。そういうことがなければこれはだめですよと、認定農業者の資格はもうだめですよということをうたっている条文があるんですよ。そういうこともある。そうすると、これはこれとして。私はね、この裁判、先ほどの話に戻りますが、今訴えられている人ね、私もいろいろ聞きました。そうしたら、おおよそ7町歩貸しておると。それで、話のくだりというのは、要するにこの借りている人がまともになんとかやり方をしていないと。要するに荒らしづくりをしていますね。余り耕してもいないでつくっていると。手入れもしない。草も刈らないとか。そして今度はその賃料ね。貸し賃を利用権設定のとき、例えば1反歩当たり米60キロを現物支給とか、それから現金なら5,000円とか、そういうのがあるわけですよ。その利用権設定の賃借のそういう約束を守っていないと。30俵のところなら25俵しか持ってこない。その理由を尋ねると、水をかけなかったからとか、何か貸している人が作業をやらなきゃならないようなことを、へ理屈だけれどもね、そういうことで。その方だけじゃない、別な人にもそう言っていると。

私は、その以前に農政課長に、認定農業者の継続の審査があるというその前日に、農業委員会でこれいろいろ聞き取り調査しろと、そういうことでしたので私も歩きました。そして申立書を出したです。これを。その契約どおり私はもらっていませんと。それを農政課長に出したわけだ。何だ、こういうことなんだからだめだよと。しかしながら、私のそういうことも無視されて、また継続の認定農業者になっている。行政としてこれどうなんですか。村長も見ているわけでしょう。その細部はわからない

かもしれないけれども。しかし、最終的に判断するのは村長でしょう、これ。だから、そういうね、まだまだいっぱいあるんですよ、これ。挙げたらきりが無い。この間はそういうことで。そしてこれ、実はこの方の、この際だからいろいろね、どういうふうになって、私も初めて驚きました。その補助金というのはどうなっているんだと。この方の裁判資料は公開だから、農業補助金としていろんなさまざまな補助金をもらっているわけだ。人を使えば厚生労働省からのいわゆる補助金があるわけだよな、例えば身体障害者を使った場合は月10万円を支給するとか。内訳を見るとそれで五百何十万円、それから戸別所得補償が何百万円、それから西郷村が何百万円、合計一千二百何十万円ももらっている。補助金ですよ、これ。補助金だけで。

それで、この方の総収入は何ぼといたら2,500万円だ、米代金を合わせると。西郷村長、80万円だ、高いなんて言われているけれども、とんでもないわね。この人は月100万円以上補助金をもらっているわけだよ。まさに私ね、イヒヒなんて言ったけれども本当にね、こんなうまいあれがあったのかと。だから、貸してくれ、貸してくれって。貸すほうはそんなにもうからないから、やった人には米1俵もらって、もうそのほうがいいんだなんて言っているけれども、とんでもない話だ。陰ではそのぐらい莫大な補助金をもらって、2,500万円ですよ。考えられないね、これ。だから、政府が農業予算を何兆円も組んだって、みんなこうして流れて国民の税金が浪費されているんじゃないですか。これ議長ね、この際だから、皆さんにこれ資料をお配りするから、ちょっと暫時休議してコピーを渡して。

◎休議の宣告

○議長（鈴木宏始君） 資料配付のため暫時休議いたします。

（午後4時05分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後4時14分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

なお、資料の配付については、ただいま調査をいたしておりますので、資料の配付をなしで一般質問を続行いたしますので、ご了解ください。14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 14番。先ほどの農地法ですね、これ。もう一回資料を言います。農地法第18条の2ですね。ここに、「前項の許可は、次に掲げる場合でなければしてはならない」と。賃借人が信義に反した行為をした場合。2番が、「その農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにすることを相当とする場合」と、こういうふうにならわっているんですね。それで、この方の、私の解釈からすれば明らかにこういったことに違反をすると。これだけじゃないんですよ。いろいろあるんです、この場で一々取り上げたらきりが無いほど。さまざまなそういう、また、先ほど資料配付ということで私言いましたが、その中でもかなり疑念がある怪しげな補助金を出しているんじゃないかと。これを厳密にいろいろ精査したら、何かまたそういうものが出てくる可能性のあるものは私はあると思います。資料がちよっと今、出し

でいいものかどうかということで確認をとっておりますが。

それからですね、要はこういういわゆる違反をした、農地法18条の2にも違反をしている。それから、西郷村の認定農業者のいろいろありますね、罰則規定が。そこに私は明らかに触れると思うんですよ。何よりも、そういういろんな今まで申し上げてきた、今議会に限らず3月の議会です。また、それ以前にもそういうことを取り上げた。しかしながら、一向に村として行政の指導なりそういうのをやっていないんですよ。だから、ますますこういう方が何の反省、そういったこともなしに何食わぬ顔で延々とそういう、要するに害毒というか、そういうものをまき散らしていると。これは何とかできないのかということです。ある被害者に言わせれば、日本は江戸時代みたくあだ討ちとかそういうのを認めないんだから、そんなのがなかったらとっくにそれ以上のことでお返ししてあげるんだと息巻いているわけだよね。しかしながら、その人たちはやっぱり遵法精神があって、可能な限りやっぱりこれは行政機関に訴えて、そういう訴える場所もあるから、農業委員会であれ農政課であれ、また村長にね、そういったことでやはり一つの法の道としてやっているわけですよ。それにもかかわらず、行政当局が要するに一つのしゃくし定規的な、まあお互いに話し合ってください的な、そういうことでどうなんだということです。私も全く同感です。

だから、難しいハードルは確かにある。この中でも、私もいろいろ調べていたんですが、一般の認定農業者の場合は罰則規定が非常に明確になっていないですね。というのは、県知事に進達して、こういうことでこういうことがあってと、村の農業委員会あるいは村長がそういう県知事に具申して一つの処罰をしてくださいと。そこで県知事が調査していろいろ判断を下すわけです。非常に結構面倒くさい、そういうあれがあるらしい。それで、片やその法人、それから団体というほうに関しては、明確にこの法律でうたっているんですよ。私は、非常にこの法律の農地法なり別の農業集積法なり、個人においてのそういう罰則規定が不明確、不透明であり、そういうことが用意されていないというのは、非常に問題ですね。なかなかそういう今回の事例というのは、恐らくないだろうという前提に立って改正農地法なりやったんでしょうけれども、これは一つの法律の欠陥であり、きちっとした対応がなされていないと。しかし、だからといって、こういうことが私は見逃されてはならないということです。最大限、村長のなすべきことがあるわけなんです。先ほど言ったようなそういうことも勘案して、最終的には村長の判断でできるということもあるんですよ。それを私はこの議会の場で改めて、村長、真剣に取り扱ってくださいということです。

皆さん、私はね、直接の被害者でも何でもないけれども、その心情はよく理解します。あとは村長が他人事でなく、やっぱり西郷村の最高責任者として、また、日ごろ西郷の農業はどうあるべきか、どういうふうにしたらどうと言っているでしょう。その前提が、こういうよこしまな輩によって丸っきり崩されてしまっているんです、これ。今崩されていますよ、地域社会というのが。今、この村議会の各議員の皆さん、ほとんどわかっているんです、これは。私が言う前に、ああ、あれはろくなこと聞かないと、もう皆さん異口同音に言います。そういう現実があって、しかしながらそう

いう人を何の処罰というか、おとがめなしで依然としてそういう農業補助金が我々の税金から支払われている。これが問題なんです。だから、これを野放しにしておいたらやりほうだい、やり得なんですよ。何もそんなの知っちゃいない。またその内容の話をと、こういうことです。それで、今係争中で争って、これは農業委員会の事務局でもこの間調停で同席して、恐らく聞いたですよ。私は訴えられたほうの人にいろいろ聞きました。そうすると、その方は、そういう利用権設定どおりの約束したことを守って、田畑をきちんと草を刈ったりとか、捨てづくりじゃなくてきれいにそういうつくり方をするなら貸しますよと。じゃその借りた方は何て言ったかと、大変なことを。いや、おれは今までどおり荒らしてようが何しようが、おれはそういうことやらなきゃだめなんだと言うんです。逆に開き直ってね。そして裁判のその調停の中で堂々と言っていると。これはもう当然貸すほうは受け入れられないわね、こんな。

農水省のそういうことに関する指導というのは、やっぱり捨てづくりはだめだということなんですよね、私もいろいろ調べると。ちょちょこと捨てづくりして、収穫に関係なく明らかにもう補助金狙いなんですよ。しかし、その補助金を狙っても、村の行政、市の行政の担当が審査するわけでしょう。それはまともにきちっと審査すればいい。なあなあになっちゃってまあいいかぐらいの調子でやると、もう関係なくどんどんそういうのがなっていく、これが問題なのね。それで、皆さんおっしゃるのは、村の農政はどうなっているんだと。何も村の農政がきちっとそういう審査を厳格に基準にのっとってやったら、こんなものは起きまいと、皆さん異口同音に言いますよ。まさにそのとおりなんですよ。だから、そういうことについて佐藤正博村長のね、もろもろのそういうことをきちっとやっぱりね、この際たがを締め直して厳格に、要するにきちっとした農業を守る、そういう観点に立ってやってもらわなきゃ困るということなんです。

そうしたら、ついでながらまだ時間ありますから言いますけれども、こういうことなのね。あと、この方は、これ大変な問題なのね。この利用権設定のこういうことを結ぶわけですよ。そしてこのね、私、お話聞いたら、被害者の方が口約束で貸したと。ところが、署名捺印してこれを届け出なきゃならない。しかし、この方に私が伺ったら、おれこんなもの見たこともないし、書いた覚えもない。あれ、おかしいな、これ更新されるんだけどなど。いや、見たこともないと言うんだ。よくよく私もこれ書体を見たら同じ書体なんだね。この判こもうちにはこういう判こはないと。だからこれ偽造なんだ、勝手に押している。これが何と言うんだ、法律でいえば私文書偽造になるのかな、これ。私個人が書いた場合は私文書偽造で、役場職員、公の人が書けば公文書偽造になるのかい、これ、恐らく。だから、そういう法律違反をしているわけだね。この方が、これは利用権設定のある期間は終わったけれども、気づいた時点はついこの間だった。私が言いたいのは、この農業委員会でもこれを公告、相手方にやらなきゃならないんだ、貸した人にね、送達して。このようにこれは白河市の農業委員会の事務局だよ。公示をしなきゃならないと、それをやらなきゃならない、西郷村の農業委員会がどうかこれはわからないですけども、この方がおっしゃるのにはそ

うということなんです。これなども非常にこれ犯罪ですよ。こういうことを平気でやる人間がいるということですね。それが村の農業委員をやって、それで認定農業者だと。

だからこれ、西郷村の行政は一体どうなっているんだということを、皆さんはもう齒ぎしりかんで言っている。これはこの先どういうふうに展開するかわからないけれども、これ法律的に訴えてどういうふうに、もし訴えが可能なのかどうか私はわからない。しかしながら、私が確認したところ、こんなことが書いてあって、もうこの前来た人かんかんに怒ってます。こういう事実を聞いたならば、村長はね、これは捨ておけないんだから、いち早く措置をとらなきゃならないでしょう。それがいまだに村長、何か人ごとのように、そういう何かうやむやというか、そのときはさも同情したような口ぶりだけれども。しかしながら、じゃ何をやるんだといったって何のあれもやってないですよ。どうなんですかこれ、村長、その辺。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今の問題は、いっぱい内容を含んでおります。文書の問題とか、あるいは不法行為が隣接しているとか。先ほど申しましたが、この農地を集めるという新しい事業についてということで、その手続はやっぱり契約に合致したものを持っているか、あるいは意欲があるかとか、それが個人なのかあるいは法人なのかと、そういう分かれ方で決まっているわけです。基本的にやっぱりこの今のいわば不法行為ですね、こういうものが介在するというのはそもそも考えていない、ないだろうという前提でやっています。今般、初めて議員が言うように内実、そういったものをはらんでいるのではないかということが入ってきました。そうしますと、通常は民法の不法行為みたいなものがあれば、個人的にはもうさっきの18条とか、それは会社とか何かできつくなっているんですけれども、基本的にはやっぱり農業を一生懸命やる篤農家ですね、篤農家が一生懸命やるために土地を集めていきましょうとか。それは、例えば今度うちの息子が、私が代がわりしてそして若い人がつくると。その際にやっぱり農地はある程度広いほうがいいと言った場合はということで、10年とか、ある程度、今年契約して来年もうちょっと心変わりしちゃだめだとか、そういったことのないように、ある程度期間を設けたりしてやっております。

それで、その中において、今の実はそれを根本的に覆すようなといいますか、そういったことがあるといった今のお話でございますので、この問題は通常の今の行政で考えている部分の本当に外側にあるというふうに思っていたんですが、実はそう簡単ではない、実はくっついているんだといったことで、かつてやっぱり法人が農業をやるに当たってどういった問題があるんだろうということを、前にいろいろ考えたことがありますね。結局その土地に根づいている人であれば、もちろん水管理でも道普請でも、あるいは村の文化的行事であっても、いつもそれはやっぱり一個人として部落といいますか、その集落の農業あるいは行事に出て、そして運命共同体みたいなやっぱり分担をしてきた。さて、これが法人あるいはその組織が大きくなった場合は、やっぱりちょっと考え方がそのとおりにいかなくなる部分があるのではないかと行って、それが是か非かというふうになっています。今回、この対象としている部分が法人じ

やなくて個人といった部分で、さっき議員が申されましたとおり、個人についてはやっぱり言われたとおりきついですね、この契約等なんかについては。その契約がそう簡単に解除できないようになっていたということもあります。しかし、それはやっぱりきつくはあっても、民法でいう不法行為みたいなものはないという前提にあっても、なおきつくなっているわけでありませぬ。

今回の問題については、その両方が絡まった問題ということで提起されましたことは、やっぱりそれが今回の事業として取り上げている部分と、それから今の不法行為がどうくっついて、そして一つのこの認定農業者というものの認定の仕方と、あるいは解除と、あるいは契約の解除までどういけるかという問題と全く同じことを今議員が言われているわけでありませぬ。私は、これまで心の問題としては議論できません。やっぱり一般論としていきますけれども、しかし、言われたような話として出てくる問題があるとするならば、やっぱり相当注意深くやりながら、かつ今の行政として決定したものに、どれほどの大きな影響というものが関係しているのかということ、やっぱり想定していない部分について想定しろということになりますので、遅くはなっていますが、今あちこちということで調べている途中でありませぬ。そういったことで、行政でやる事業、あるいは補助金といったものについても、そういったことは良好に行われた上でということでありませぬので、今のお話については注意深く、そしてあまり本当に困る人が出ないようにとか、いろんなことを配慮しながらやらなければなりませんので、そういった配慮を持ってやっていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 村長ね、私はね、行政の責任者としてきちっとやっぱり悪いものはだめなんだと、いいかげんであつては困りますけれども、確実なそういう違反する、あるいはだれが見てももうほうっておけないんだと、そういうことに関してきちっと果敢に決断して、そういう対処をしていただきたいということね。それで、これ放置しておくとうどうなるか。この人は、要するに1,200万円以上の補助金をもらっているわけですよ。そうすると、これ普通はね、多少相手が一つの瑕疵があつても、自分は利用権設定のとき貸してくださいという立場でしょう。お互いに一つのそういう裁判ざたなんてならないことを前提にしているわけですよ、皆さん。ところが、豹変してですよ、自分の利益に反することだったら自分の欲だけで一方的に相手を訴えると。その前の紛争処理の村の農業委員会も入っているはずだよ。それを全く聞かない。そして、一方的に自分の言い分を通そうとして訴える。この手法がほかの農業者、利用権設定がこの人に絡んだ人も今度は恐ろしいことになっちゃう。みんなすくんじやいますよ。普通の人間は、裁判ざたなんていうのは恐らく一生に一回もないんですよ。この人はさまざまところでもう裁判、裁判、裁判の嵐だね、いろいろ聞くけれども。

そして、考えてみればですよ、1,200万円の補助金もらったら、これ弁護士に100万円や200万円、着手金だ何のかんのといったって平気でしょう、これ。国

民の税金使って裁判ぶっているんだから。しかし、ぶたれたほうはだよ、容易でない人だったらもうみんなバンザイしちゃいますよ。泣き寝入りだよ。そういうことが今後どんどん起きてくる。こういうことを許している、これ一番私は許せないですね。国の金をふんだんに持っているから、おれの言うことを聞かないやつはみんな裁判でおどし上げる、みんなそうですよ。あるところに行つては、名誉棄損だから訴えると口癖に言っている。そして、この人が別の人に、じゃ代替してつくってもらおうかと言ったら、そのうちに乗り込んで行ってその奥さんをおどしたという、裁判かけるとか何とか。もうその辺の至るところでやっているわけだ。こういう人間を許したらどうなんだということを、西郷村の農業そのものが破壊させられるということを前から言っているんです、私は。これが大変なんです。普通はそんな農地の貸し借りで弁護士に100万単位ぐらいでぼんとやってやらないですよ。

そしてこの人ね、仮処分をやっているんです。仮処分をやって80万円の供託金を取っている。普通そんなことやりますか。だから金が潤沢にあるんですよ。何のことはない、自分で稼いだ金じゃなしに補助金ですよ。だから何ぼでもけんかふっかけられるわけだよ。これ恐ろしいことですよ、村長。こういう現実が今西郷村で起こっているんですよ。だから、気の弱い人はみんな参っちゃって、おどしかけられて、裁判ぶつぞと。50万円、100万円を弁護士に積む能力のない人はもう泣き寝入りでしょう。私は本当にこれね、非常に困った大変なことだと思います、これは。それで今、弁護士の世界を見ればどうですか。正義の味方でどうのこうのじゃないです。みんな金になればいいという、いい悪い関係なくて、訴訟をどんどんやってくれと。この方が使っている分は東京です。もうばんばん、そんな調停やったり、そんな和解なんてしない、どんどん本裁判やれと言う。恐ろしい、日本もいよいよアメリカ並みの訴訟社会になってきた。弁護士の数が増えれば、生計のためにどんどん争い事をつくっていくんですよ。こういう人は弁護士からいけば最高のお得意様だな、やたらに訴訟を乱発するわけだから。しかし、ぶたれたほうはたまったものじゃないでしょう、これ。じゃ自分の弁護士を頼んで対抗するに、それには金かかるわけですよ。資力のない者はみんな参っちゃいますよ。相手は国の金を使ってばんばんぶつわけだよ、これ。1,200万円ももらってやっているわけだから、何ということないですよ。こういうことが今行われているんです。大変なことですよ、村長。

だから、これはやはり行政でそういう、この人間に瑕疵がある、いろんなそういう問題があったら、それをばさっと切ればもう済むわけですから。それを私はこの場で、議会の場でこれは何としても皆さん、同情申し上げてとんでもない話だと。こんなことがまかり通ったら、西郷村の農業そのものが破壊される。現に認定農業者で一生懸命やっている人は、いや、みんな、おれらの信用もう丸つきり覆されちゃう、もうかんかんですよ。そういうもう危機的な状況にあるわけですよ。ですから、行政当局は直接、そういう事実があるんだから、それを何とかきちつと法のもとにできるだけやっつけていかなきゃならないというのが私のこのテーマですよ。どうですか、村長、今のこういう実態聞いて。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 本当にここで個人的なやつは言いませんが、一般論として申し上げます。結局、そもそもは所有権に基づいて人は営々と業にいそしみ、あるいは生活をつくってきた。その中において物の貸し借りとか、あるいはものを頼むとか、それはお互いのやっぱり諾成契約ですね、民法で言っている、お互いにこれでいいだろうというふうになります。その契約が破棄された、要するに不法行為で訴えるといった場合は、民法上の訴訟になります。ということは通常のことです。それはやっぱりそうしないように人は教育を受けて、そして人に迷惑をかけないように、あるいは人のお世話ができるようにということをやっている。しかし、そうでなくてというふうになってきますと、やっぱり本当に中身と。それから、今回のこの事業については、そもそもそれを想定していないということもあります。しかし、今言われていることは、実は裏表でくっついていきますね。そこをということになりますので、やっぱり例えば契約もうまくいくとか、あるいは地域もうまくいくとか、あるいはみんなですぐまく地域の営農ができるようにという方向に行かなければ、ここでやっている事業の意味はありません。言われたそういったいろんな悪いという影響、ほかの同じ仕事をやっている人についても信用を失墜する可能性があるというお話をいただきました。よく本当にそうならないようにしなければならんというふうに思っております。事は今のいろいろ聞いていること、わかっている部分もありますので、またいろいろお聞きしながら、今の関係する法律関係、あるいはそういったものもクリアしていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 村長、言っておきますが、これは行政がきちっとした、毅然として法に基づいて執行していけば、そんなに難しい問題じゃないですよ。裁判でも何でも行政が何か処分をしたと、そういうものがなればそれが優先した一つの裁判の判断材料になっていくんですよ。行政側ではこの問題に対して何の問題もないなんて言うのと、これはまた何の問題もないという判断を下されちゃうわけですよ。私は何もね、ないことをあることなんとは言わないですよ、それは。実際に現場も見てきた。その方の訴えたことも検証して言っているんです。ないものを言っているわけじゃない。事実そういうことがあるから、行政当局はそれにのっとして、その法律にのっとしてどういうものが運用できるのかと、取り消し処分が、行政処分ができるのかと、それを的確にやればいいんですよ。それをうやむやに、まあまあ憎まれるのも嫌だからなぐらいの調子でやったら、それは村長としてのみずからの責任、そういう行政権の放棄ですよ。そんなことができないなら、もうその席にいる必要ないよね。私はやっぱりね、きちっとそういう物事の善悪の判断というのは、やはり最高の長たる者はきちっと確立しないと困るんですよ。利害得失だけで動く人はともかく、行政の最高、そういうもの、これはどう見てもおかしいと。その範囲内でできることならすぐやると。なぜできないんだということは、私が言うまでもなく村民の多くの皆さんの要望なんですよ。これは真剣に聞いてください。

それと同時に、この問題点もいろいろ私考えました。といいますのは、認定農業者のいろんな資格、果たしてこれ、農業者は西郷村に相当おるわけですよ。2町歩、3町歩、あるいは5町歩つくっている農家の人、いわゆる篤農家ね。それから、新しく農業参入を志す人っているわけ、まじめにね。そうすると、ただいま私が前段で申し上げたこういうふらちなとんでもない農業者じゃなくて、この人は要は自分がどういうふうにやれば農業予算、補助金をもらえるとか、そういうのをわかっているんです。ある意味では賢いでしょう。でも、これは自分1人ではわからないんです。それは農政課の担当職員が聞かれれば、あとどういうふうになればどういう補助金があるんだと言え、あるものをそんなの知らないとも言えないから教えるんでしょう、恐らく。そうすると、どんどん自分は情報を一手に握ってやれる。片や、そういう情報をつかんでいない人は、相変わらず自分でトラクター買って農機具そろえて、あげくの果て、これは損益分岐点にも達しない、もうからないと言ってやめたと言って今度は貸すわけですよ。

私が申し上げたいのは、農政においてすべて、これはこの前、私は農政課長に言ったけれども、要は開示しているんです。こんなこと知ってるかと。開示するなら行政区の回覧で回せと言った。農業に例えば何々やったらトラクターが補助率は何パーセントあります、認定農業者になると何をつくれればどれだけの補助、みんなに教えてやれというんですよ。一部の人だけがわかっていい思いしているんじゃないですか、これ、悪くとれば。私はそういう争い事、そういう人に迷惑かけるのは別に私は責めません。しかしながら、さんざんそういうことをね、悪業を尽くして、そして片方はいい思いをしている、まじめに取り組んでいる人は何の補助金も得られない、所得補償もない、こんな馬鹿げたことないですよ。ですから、ひとしくこれはね、農業の集積法にも書いてあります。これは認定農業者の数が制限されていませんね。どんどんなってくださいということなんです。付与したらいいじゃないですか。そうすると、おのずとだめなものは淘汰されるんですよ。今の状態ではごく一部の特権的なものになって、情報を独占しているからそういうことをやっている。これは村長、農政課を指導しなきゃだめだ。

それと同時に、担当者が今いろいろいるけれども、7年も8年も同じところにいるってどうなんですか、これ。それがどうのこうのは言わないけれども、しかしながら、ある一定の人と深くつき合っていたら、どんどん一つの情報ばかりに偏って、そういうようなものを言う人がいっぱいいるんです。だから、やはりこれ職員の一つの職場であまり長く行うのはどうかと思いますよ、これは。そのローテーション、もう3年に1回ぐらいみんなぐるぐる変えればいいですよ。だから、その組織が硬直しちゃって、何のそういう一つの効率的な行政も運営されていないようになっちゃう。そういうことをやっぱり十分含んだ政治の対応をぜひお願いしたいと、このように思います。これはね、私が取り上げたこれはごくまだまだ一部ですからね。同僚議員もいろいろ直訴されています。今回、後藤議員そう言われた、各議員さん全く同感だけれども、そういう代表してやってくれと、そういうことであります。決して私1人がこう

いうことを殊さら大げさに取り上げているわけじゃないです。これは皆さん切実な訴えですから、ぜひとも村長ね、これはもう真剣に取り組んでいただきたい。じゃなかったら、本当にこの西郷の農業そのものが1人の者によって信頼関係ずたずたとなって、そんな裁判をかけられるんなら、もううっかり貸せないなというところがもう蔓延しているわけですよ。そうしたら農業集積法に基づいたそういう西郷村のいろいろあるけれども、そういう政策が丸つきり根幹から崩されちゃっているでしょう、これ。だから、徹底的にそういう、この村の政策に相反するような者は排除しなきゃならない。これをまずやってください。どうですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 総論、まことにそのとおりで、ちゃんとやっていきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 村長、何度も言うようですが、これは私が何もここで殊さら言っているわけじゃないですから。本当に皆さんね、もう我慢の限度を超えていますから真剣に取り組んでやって、これを再度申し上げて質問を終わります。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木宏始君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。明日6月19日は定刻から会議を開きます。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午後4時53分）

